

# 兵庫県公報

令和元年11月12日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>人事委員会規則</b>	
○ 会計年度任用職員の給与等に関する規則 .....	4
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 .....	32
<b>人事委員会告示</b>	
○ 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程 .....	40
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程 .....	46

## 公布された法令のあらまし

### ●会計年度任用職員の給与等に関する規則（人事委員会規則第5号）

#### 1 趣旨

この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「条例」という。）第1条に規定する会計年度任用職員（条例第2条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与、費用弁償、勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めることとした。

#### 2 第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当

##### (1) 基本報酬

ア 条例第3条第2項第1号に規定する基礎月額、第1号会計年度任用職員（条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員をいう。以下同じ。）がその採用の日とその採用されようとする職種とその種類を同じくする第2号会計年度任用職員（条例第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員をいう。以下同じ。）として採用されたものとした場合に受けることとなる給料月額とすることとした。

イ その他基本報酬の支給方法等について必要な事項を定めることとした。

##### (2) 加算報酬

条例第3条第1項の加算報酬について、第2号会計年度任用職員の地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当の例に準じて、支給要件、額の算定方法等を定めることとした。

##### (3) 報酬の減額

第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合の報酬の減額等について、必要な事項を定めることとした。

##### (4) 費用弁償

第1号会計年度任用職員の旅費の額の計算に係るその者の職務の級等について、必要な事項を定めることとした。

##### (5) 期末手当

第1号会計年度任用職員の期末手当について、条例第6条の規定により人事委員会規則で定めることとされた事項、在職期間の算定その他の支給要件、額の算定方法等について必要な事項を定めることとした。

#### 3 第2号会計年度任用職員の給与

##### (1) 第2号会計年度任用職員の給料

ア 新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給は、号給決定基準表の給料表欄の区分ごとの職種欄の区分に対応する基準号給欄に定める号給とすることとした。

イ 新たに第2号会計年度任用職員となった者で経験年数を有するものの号給は、号給決定基準表の基準号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に3を乗じて得た数を加えた号数の号給とすることができることとした。

ウ イの加える号数は、新たに第2号会計年度任用職員に適用される号給決定基準表の基準号給欄に対応する号数欄に定める号数を超えることはできないこととした。

- (2) 第2号会計年度任用職員の手当
- ア 第2号会計年度任用職員の地域手当、初任給調整手当、超過勤務手当について、その特例を定めることとした。
- イ 第2号会計年度任用職員の期末手当について、条例第9条第2項の規定により人事委員会規則で定めることとされた事項、在職期間の算定等必要な事項を定めることとした。
- (3) 職員の給与に関する規則等の適用除外等について定めることとした。
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇
- (1) 第1号会計年度任用職員の勤務時間
- ア 第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1月を超えない期間につき1週間当たり職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間の時間数未満の範囲内で、任命権者が定めることとした。
- イ 任命権者は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることとした。
- ウ 任命権者は、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要があると認められるときは、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につきアに規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができることとした。
- エ その他週休日の振替等、休憩時間、時間外勤務、超勤代休時間等について必要な事項を定めることとした。
- (2) 第1号会計年度任用職員の休日
- 第1号会計年度任用職員の休日及び代休日は、第2号会計年度任用職員の例に準じることとした。
- (3) 会計年度任用職員の休暇
- ア 年次休暇
- (7) 会計年度任用職員の年次休暇は、一の会計年度ごとにおける休暇とし、会計年度任用職員の区分に応じてその日数を定めることとした。
- (8) 年次休暇は、20日を限度として、当該会計年度の翌会計年度に繰り越すことができること等とした。
- (9) その他年次休暇の取得単位等について必要な事項を定めることとした。
- イ 病気休暇
- 会計年度任用職員の病気休暇の要件、日数等について定めることとした。
- ウ 特別休暇
- 会計年度任用職員の特別休暇の要件、日数等について定めることとした。
- エ 第1号会計年度任用職員の介護休暇、介護時間及び組合休暇
- 第1号会計年度任用職員の介護休暇、介護時間及び組合休暇の要件、日数等について定めることとした。
- オ 第2号会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間
- 第2号会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間について、条例第16条第1項の規定により人事委員会規則で定めることとされた事項等必要な事項を定めることとした。
- (4) その他会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めることとした。
- 5 雑則
- 会計年度任用職員の給与、勤務時間、休暇等の特例として、人事行政の運営上この規則により難い特別の事情がある場合には、任命権者が人事委員会と協議して定めた基準によることができることとした。
- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）
- 1 職員の給与に関する規則の一部改正
- (1) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料については、会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「規則」という。）でその特例を定めることとした。
- (2) 会計年度任用職員以外の職員の期末手当の在職期間の算定について、条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員等であった者が職員となった場合における期間の通算について定めることとした。
- (3) 第2号会計年度任用職員の手当については、規則でその特例を定めることとした。
- (4) その他必要な規定整備を行うこととした。
- 2 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正

- (1) 第2号会計年度任用職員の給料については、規則でその特例を定めることとした。
  - (2) 会計年度任用職員以外の職員の期末手当の在職期間の算定について、条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員等であった者が職員となった場合における期間の通算について定めることとした。
  - (3) 第2号会計年度任用職員の手当については、規則でその特例を定めることとした。
  - (4) その他必要な規定整備を行うこととした。
- 3 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則の一部改正  
地方公務員法（以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休職期間の更新に係る規定を追加することとした。
- 4 職員の任用に関する規則の一部改正
- (1) 地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職（以下「会計年度任用の職」という。）に採用する場合は、選考によるものとし、その権限を任命権者に委任することとした。
  - (2) 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の条件付採用の期間の延長に係る規定を追加することとした。
  - (3) その他必要な規定整備を行うこととした。
- 5 職員の臨時的任用に関する規則の一部改正
- (1) 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、人事委員会の承認を得て、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用し、又は当該臨時的任用を6月を超えない期間で更新することができることとした。
  - (2) その他地公法の引用条文を改める等必要な規定整備を行うこととした。
- 6 営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正  
地公法の引用条文を改める等必要な規定整備を行うこととした。
- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正  
地公法の引用条文を改めることとした。
- 8 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正
- (1) 年次休暇  
ア 年次休暇の日数について、必要な規定整備を行うこととした。  
イ 第2号会計年度任用職員の年次休暇については、規則で定めることとした。
  - (2) 病気休暇  
ア 臨時的に任用された職員の病気休暇の期間を定めることとした。  
イ 第2号会計年度任用職員の病気休暇については、規則で定めることとした。
  - (3) 特別休暇  
第2号会計年度任用職員の特別休暇については、規則で定めることとした。
  - (4) 第2号会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間  
第2号会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間については、規則でその特例を定めることとした。
  - (5) 第1号会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇  
第1号会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、規則で定めることとした。
  - (6) その他必要な規定整備を行うこととした。
- 9 研究員の営利企業役員等の兼業に関する規則の一部改正  
地公法の引用条文を改めることとした。
- 10 職員等の退職手当に関する規則の一部改正  
第2号会計年度任用職員の退職手当の調整額について、条例第13条第1項又は第14条第1項の規定により退職手当が支給される職員とみなされる者であった期間については、その者は、当該期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの間、第11号区分に属していたものとする事とした。
- 11 職員の子育て支援に関する規則の一部改正
- (1) 育児休業をすることができる会計年度任用職員等  
ア 職員の子育て支援に関する条例（以下「子育て支援条例」という。）第2条の2第1項第2号ア(ア)に規定する在職期間の算定について、必要な事項を定めることとした。  
イ 子育て支援条例第2条の2第1項第2号ア(イ)に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員等について、必要な事項を定めることとした。
  - (2) 子育て支援条例第2条の4第3号イに規定する子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが

継続的な勤務のために特に必要と認められる場合等として人事委員会規則で定める場合について、必要な事項を定めることとした。

(3) 育児部分休業をすることができる会計年度任用職員

ア 子育て支援条例第21条第1項第2号アに規定する在職期間の算定については、(1)アの規定を準用することとした。

イ 子育て支援条例第21条第1項第2号イに規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員について、必要な事項を定めることとした。

(4) 会計年度任用職員の子育てのための特別休暇の要件、日数等について定めることとした。

(5) その他必要な規定整備を行うこととした。

12 職員の退職管理に関する規則の一部改正

地公法の引用条文を改めることとした。

## 人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和元年11月12日

兵庫県人事委員会

委員長 松 田 直 人

### 兵庫県人事委員会規則第5号

#### 会計年度任用職員の給与等に関する規則

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当

第1節 基本報酬（第2条―第5条）

第2節 加算報酬（第6条―第14条）

第3節 報酬の減額（第15条）

第4節 費用弁償（第16条・第17条）

第5節 期末手当（第18条・第19条）

第6節 雑則（第20条―第23条）

第3章 第2号会計年度任用職員の給与

第1節 第2号一般会計年度任用職員の給与（第24条―第32条）

第2節 第2号教育会計年度任用職員の給与（第33条―第42条）

第4章 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇

第1節 第1号会計年度任用職員の勤務時間（第43条―第54条）

第2節 第1号会計年度任用職員の休日（第55条・第56条）

第3節 第2号会計年度任用職員の勤務時間及び休日（第57条）

第4節 会計年度任用職員の休暇（第58条―第74条）

第5節 雑則（第75条）

第5章 雑則（第76条―第78条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号。以下「条例」という。）第1条に規定する会計年度任用職員（条例第2条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与、費用弁償、勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当

第1節 基本報酬

（基礎月額）

第2条 条例第3条第2項第1号に規定する基礎月額は、第1号会計年度任用職員（条例第2条に規定する第

1号会計年度任用職員をいう。以下同じ。)がその採用の日にその採用されようとする職種とその種類を同じくする第2号会計年度任用職員(条例第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員をいう。以下同じ。)として採用されたものとして条例及び職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号。以下「職員給与条例」という。)又は公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員給与条例」という。)の適用を受ける場合に条例及び職員給与条例又は教育職員給与条例の規定により受けることとなる給料月額とする。

2 前項の給料月額には、教育職員給与条例第14条に規定する給料の調整額は含まれない。

(1週間当たりの勤務時間及び1日当たりの勤務時間)

第3条 条例第3条第2項第1号の1週間当たりの勤務時間は、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間とする。

2 条例第3条第2項第2号の1日当たりの勤務時間は、第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間として人事委員会の定める時間とする。

(基本報酬の額の端数計算)

第4条 条例第3条第1項の基本報酬(以下「基本報酬」という。)の月額又は日額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって基本報酬の月額又は日額とする。

2 基本報酬の時間額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって基本報酬の時間額とする。  
(基本報酬の支給方法)

第5条 月額による基本報酬は、条例第4条第2項の規定によるほか、職員給与条例第13条第1項及び第3項から第6項まで並びに職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号。以下「職員給与規則」という。)第21条(第1項を除く。)又は教育職員給与条例第15条第1項及び第3項から第6項まで並びに公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号。以下「教育職員給与規則」という。)第20条(第1項を除く。)の規定を準用して支給する。

2 日額による基本報酬は、月の初日から末日までの間における勤務日(第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。)の合計日数に応じて、条例第4条第1項の規定により支給する。

3 時間額による基本報酬は、月の初日から末日までの間における勤務時間の合計時間数に応じて、条例第4条第1項の規定により支給する。この場合において、当該時間数に1時間未満の端数があるときは、当該端数に係る分は、基本報酬の時間額に当該端数の時間数(分を単位とする。)を60で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

#### 第2節 加算報酬

(加算報酬の支給)

第6条 条例第3条第1項の加算報酬(以下「加算報酬」という。)は、次条から第14条までに定めるところにより支給する。

(地域手当に相当する加算報酬)

第7条 地域手当に相当する加算報酬は、次に掲げる地域又は事務所等若しくは学校等に在勤する第1号会計年度任用職員に支給する。

- (1) 職員給与規則別表第17に掲げる地域又は教育職員給与規則別表第16に掲げる地域
- (2) 職員給与規則別表第17の2に掲げる事務所等又は教育職員給与規則別表第16の2に掲げる学校等

2 前項の加算報酬は、第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ月額、日額又は時間額とする。

3 第1項の加算報酬の月額、日額又は時間額は、基本報酬の月額、日額又は時間額に、次の各号に掲げる級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の9.4
- (2) 2級地 100分の6.4
- (3) 3級地 100分の4.4

4 前項の級地は、職員給与規則別表第17及び別表第17の2又は教育職員給与規則別表第16及び別表第16の2に定めるところとする。

5 第1号会計年度任用職員のうちその者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとして職員給与条例の適用を受ける場合に職員給与条例第8条第3号の医師・歯科医師職給料表の適用を受けることとなる者及び職員の地域手当に関する規則(平成27年兵庫県規則第5号)本則の表の左欄に掲げる事務所等に在勤す

る者に支給する第1項の加算報酬の月額、日額又は時間額は、当分の間、第3項の規定にかかわらず、基本報酬の月額、日額又は時間額に100分の16（同表の左欄に掲げる事務所等に在勤する第1号会計年度任用職員にあっては、同表の右欄に掲げる割合）を乗じて得た額とする。

- 6 第1項に規定する地域若しくは事務所等（同項第2号に規定する学校等を含む。以下この項において同じ。）に在勤する第1号会計年度任用職員がその在勤する地域若しくは事務所等を異にして異動した場合又はこれらの第1号会計年度任用職員の在勤する事務所等が移転した場合（これらの第1号会計年度任用職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として人事委員会の定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所等に係る第3項各号に定める支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所等に係る第3項各号若しくは前項に定める支給割合（人事委員会の定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会の定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所等が第1項に規定する地域若しくは事務所等に該当しないこととなるときは、当該第1号会計年度任用職員に支給する同項の加算報酬の額は、前項の規定の適用がある場合を除き、第3項の規定にかかわらず、当該異動等の日から当該異動等の日の属する会計年度の末日までの間、基本報酬の月額、日額又は時間額に異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が第3項第1号に定める割合を超えるときは同号に定める割合とし、当該異動等前の支給割合が当該異動等以後に改定された場合における当該改定の日以後の期間に係る第1項の加算報酬にあっては当該改定後の異動等前の支給割合とする。）を乗じて得た額とする。ただし、当該第1号会計年度任用職員が当該異動等の日から当該異動等の日の属する会計年度の末日までの間にさらに在勤する地域又は事務所等を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該第1号会計年度任用職員に対して支給する第1項の加算報酬の額については、人事委員会の定めるところによる。
  - 7 第3項及び前2項の規定による第1項の加算報酬の月額又は日額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の月額又は日額とし、当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の時間額とする。第13条第1項、第15条第3項及び第18条第5項に規定する第1項の加算報酬の月額若しくは日額に100円未満の端数があるとき又は当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときも、同様とする。
  - 8 第1項の加算報酬は、基本報酬の支給方法に準じて支給するものとする。  
（初任給調整手当に相当する加算報酬）
- 第8条 初任給調整手当に相当する加算報酬は、次の各号に掲げる職に新たに採用された第1号会計年度任用職員（人事委員会の定める者に限る。）に支給する。
- (1) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとして職員給与条例の適用を受ける場合に職員給与条例第8条第3号の医師・歯科医師職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、職員給与規則第22条の4第1項各号に掲げる職に相当するもの
  - (2) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとして職員給与条例の適用を受ける場合に職員給与条例第8条第1号の行政職給料表又は同条第2号の研究職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職に相当するもの
  - (3) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとして職員給与条例の適用を受ける場合に任命されることとなる第1号会計年度任用職員の職（前2号に掲げる職を除く。）のうち、職員給与条例第16条の6第1項第3号の人事委員会規則で定める職に相当するもの
- 2 前項の職に在職する第1号会計年度任用職員のうち、同項の規定により同項の加算報酬を支給する第1号会計年度任用職員との均衡上必要があると認められる者も、同項と同様とする。
  - 3 第1項の加算報酬は、第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ月額、日額又は時間額とする。
  - 4 第1項の加算報酬の月額、日額又は時間額は、次の各号に掲げる当該加算報酬の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - (1) 月額による第1項の加算報酬の額 その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとして職員給与条例の適用を受ける場合に職員給与条例第16条の6第1項又は第2項の規定により受けることとなる初任給調整手当の額（以下この項において「初任給調整手当基礎月額」という。）に、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額

- (2) 日額による第1項の加算報酬の額 初任給調整手当基礎月額を21で除して得た額に、第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間として人事委員会の定める時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額
- (3) 時間額による第1項の加算報酬の額 初任給調整手当基礎月額を162.75で除して得た額
- 5 前項の規定による第1項の加算報酬の月額又は日額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の月額又は日額とし、当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の時間額とする。第13条第1項に規定する第1項の加算報酬の月額若しくは日額に100円未満の端数があるとき又は当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときも、同様とする。
- 6 第1項の加算報酬は、基本報酬の支給方法に準じて支給するものとする。  
(特殊勤務手当に相当する加算報酬)
- 第9条 特殊勤務手当に相当する加算報酬は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の規定による特殊勤務手当、公立学校教育職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の規定による特殊勤務手当(同条例第4条の2に規定する夜間学級担当手当(次項において「夜間学級担当手当」という。)、同条例第9条の2に規定する夜間定時制勤務手当(第4項において「夜間定時制勤務手当」という。))及び同条例第9条の3に規定する特別支援学校業務手当(次項において「特別支援学校業務手当」という。))を除く。及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)の規定による特殊勤務手当の支給の対象となる業務、作業その他の職務に勤務する第1号会計年度任用職員に対して支給する。
- 2 前項に規定する条例(以下この項及び第4項において「特殊勤務手当条例」という。)において月額でその額が定められている特殊勤務手当(夜間学級担当手当及び特別支援学校業務手当を除く。)に相当する加算報酬(次項の加算報酬を除く。)の額は、第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員については、月額とし、特殊勤務手当条例の規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該特殊勤務手当の額に、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (2) 日額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員については、1日につき、特殊勤務手当条例の規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該特殊勤務手当の額を21で除して得た額に、第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間として人事委員会の定める時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (3) 時間額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員については、1時間につき、特殊勤務手当条例の規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該特殊勤務手当の額を162.75で除して得た額とする。
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例第9条第3項に規定する放射線作業手当に相当する加算報酬の額は、月額とし、同項を適用したものとした場合に受けることとなる当該放射線作業手当の額とする。
- 4 特殊勤務手当(特殊勤務手当条例において月額でその額が定められている特殊勤務手当及び夜間定時制勤務手当を除く。)に相当する加算報酬の額は、それぞれその支給の単位となる1日、1時間、1回その他の1単位につき、特殊勤務手当条例の規定を適用したものとした場合に受けることとなる当該特殊勤務手当の額とする。
- 5 前項の規定による第1項の加算報酬(月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員に対して支給する場合に限る。)について、任命権者は、当該第1号会計年度任用職員が各月において当該加算報酬に係る特殊勤務手当の支給の対象となる業務、作業その他の職務に従事する頻度が高いと見込まれることその他特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、月額で支給することができる。この場合において、当該月額は、当該従事頻度及び当該加算報酬の支給の実績を考慮したものでなければならない。
- 6 任命権者は、前項の規定により第4項の規定による第1項の加算報酬を月額で支給することとしたときは、あらかじめ第1号会計年度任用職員に対し、その旨及び当該月額を明示するものとする。
- 7 第2項第1号及び第5項の規定による第1項の加算報酬は、第1号会計年度任用職員がその月における第56条第1項に規定する勤務日等(第55条に規定する休日及び第56条第1項に規定する代休日を除く。)に勤務しない日(月の中途においてその加算報酬の支給に係る職務に勤務することとなり、又は勤務しないこととなった場合におけるその月の当該職務に勤務しなかった日を含む。以下この項において同じ。)があるときは、その加算報酬の月額をその月における当該勤務日等の日数で除して得た額にその勤務しない日(任命権者が

人事委員会と協議して定める日を除く。)の日数を乗じて得た額をその加算報酬の月額から減額した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をその月分として支給する。

- 8 第2項第1号及び第5項の規定による第1項の加算報酬について、月の中途において当該加算報酬の額に異動を生じた場合におけるその月の当該加算報酬の額は、その月の現日数から週休日(第45条第1項に規定する週休日をいう。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 9 第2項第1号及び第2号の規定による第1項の加算報酬の月額又は日額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の月額又は日額とする。第13条第1項に規定する第1項の加算報酬(第2項第1号及び第2号の規定によるものに限る。)の月額又は日額に100円未満の端数があるときも、同様とする。
- 10 第2項第3号の規定による第1項の加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の時間額とする。第13条第1項に規定する第1項の加算報酬(第2項第3号の規定によるものに限る。)の時間額に10円未満の端数があるときも、同様とする。
- 11 第1項の加算報酬は、その月分を翌月の基本報酬の支給日までに支給するものとする。
- 12 第2項第1号及び第5項の規定による第1項の加算報酬は、人事行政の運営上特別の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、その月分として第7項の規定の適用がないものとした額(この項の規定の適用がある場合は、同項の規定を適用した後の額)をその月の基本報酬の支給日に支給することができる。この場合において、当該額と第7項の規定を適用した場合における額との間に差額があるときは、これを翌月分から減じた額を翌月分として翌月の基本報酬の支給日に支給するものとする。

(農林漁業普及指導手当に相当する加算報酬)

第10条 農林漁業普及指導手当に相当する加算報酬は、次の各号のいずれかに該当する第1号会計年度任用職員に支給する。

- (1) 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条第2項に規定する事務に専ら従事する普及指導員である第1号会計年度任用職員(農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う普及指導員資格試験に合格した者に限る。)
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第2項に規定する事務に専ら従事する林業普及指導員である第1号会計年度任用職員(農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う林業普及指導員資格試験に合格した者に限る。)
- (3) 沿岸漁業等を行う者若しくはこれに従事する者に接して、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し、若しくは沿岸漁業等に従事する者の生活の改善の指導を行う事務又は沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行う事務に専ら従事する第1号会計年度任用職員(農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格した者に限る。)

- 2 前項の加算報酬は、第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ月額、日額又は時間額とする。
- 3 第1項の加算報酬の月額、日額又は時間額は、基本報酬の月額、日額又は時間額に100分の7を乗じて得た額とする。
- 4 前条第7項の規定は、月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員に対する第1項の加算報酬について準用する。
- 5 第3項の規定による第1項の加算報酬の月額又は日額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の月額又は日額とし、当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の時間額とする。第13条第1項に規定する第1項の加算報酬の月額若しくは日額に100円未満の端数があるとき又は当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときも、同様とする。
- 6 第1項の加算報酬は、基本報酬の支給方法に準じて支給するものとする。ただし、その月分を翌月の基本報酬の支給日に支給するものとする。
- 7 前条第12項の規定は、月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員に対する第1項の加算報酬の支給方法について準用する。この場合において、前条第12項中「第7項」とあるのは、「第4項」とする。

(超過勤務手当に相当する加算報酬)

第11条 超過勤務手当に相当する加算報酬は、第51条第1項に規定する正規の勤務時間(以下この項から第4項まで、第12条第1項及び第15条第1項において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員に対して、その勤務した全時間について支給する。第55条に規定する休

- 日（第56条第1項の規定により代休日（同項に規定する代休日をいう。以下この項において同じ。）を指定されて、当該休日に勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項において「休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員についても、同様とする。
- 2 前項の加算報酬の額は、同項に規定するその勤務した時間1時間につき、第13条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間以外の時間又は休日等における正規の勤務時間中にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
    - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（休日等に当たる日を除く。次号において同じ。）において、正規の勤務時間を超過した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 100分の100
    - (2) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務（前号に掲げる勤務を除く。） 100分の125
    - (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
  - 3 前2項の規定にかかわらず、第47条の規定により、あらかじめ第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られた勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超過して勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務した全時間（人事委員会の定める時間を除く。）に対して、その勤務した時間1時間につき、第13条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額を第1項の加算報酬として支給する。
  - 4 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（第45条第1項、第46条及び第47条の規定に基づく週休日（第45条第1項に規定する週休日をいう。）における勤務のうち人事委員会の定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超過した第1号会計年度任用職員には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、その勤務した時間1時間につき、第13条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を第1項の加算報酬として支給する。
  - 5 第54条第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた第1項の加算報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項各号に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の第1項の加算報酬を支給することを要しない。
  - 6 任命権者は、第1項及び第3項に規定する勤務を命じたときは、その旨を記録するものとする。
  - 7 第1項の加算報酬は、月の初日から末日までの間における第2項各号に掲げる勤務又は第3項に規定する勤務ごとの合計時間数（1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。）に応じて支給するものとする。
  - 8 第2項から第5項までの規定により勤務1時間につき支給する第1項の加算報酬の額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額をもって当該加算報酬の額とする。
  - 9 第54条第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間を指定された第1号会計年度任用職員について、第1項の加算報酬の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって当該加算報酬の額とする。
  - 10 第1項の加算報酬は、勤務した月の翌月の基本報酬の支給日までに支給するようにしなければならない。この場合において、職員給与規則第35条第6項ただし書又はこの規則第40条第2項ただし書の規定を準用する。
  - 11 前項の規定にかかわらず、第4項の規定により支給される第1項の加算報酬のうち、第2項の規定により支給されるものとした場合の第1項の加算報酬の額を減じた額の支給については、勤務した月の翌々月の基本報酬の支給日までに支給するようにしなければならない。
  - 12 第1号会計年度任用職員が第54条第1項の規定により指定された同項に規定する超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた第1項の加算報酬の支給に係る前項の規定の適用については、同項中「勤務した月の翌々月」とあるのは、「第54条第1項の規定により同項に規定する超勤

代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

13 第1項の加算報酬は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条各号に該当する第1号会計年度任用職員については、特に任命権者が必要と認める場合のほかは、支給しない。

（夜勤手当に相当する加算報酬）

第12条 夜勤手当に相当する加算報酬は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した第1号会計年度任用職員（その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとした場合に職員給与と条例の適用を受けることとなる者に限る。）に対して、その勤務した全時間について支給する。

2 前項の加算報酬の額は、同項に規定するその勤務した時間1時間につき、次条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額とする。

3 前条第6項から第8項まで及び第10項の規定は、第1項の加算報酬について準用する。

（超過勤務手当及び夜勤手当に相当する加算報酬の基礎となる勤務時間1時間当たりの報酬の額）

第13条 前2条に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。

(1) 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の月額及び次に掲げる加算報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を算出係数で除して得た額

ア 地域手当に相当する加算報酬の月額

イ 初任給調整手当に相当する加算報酬の月額

ウ 特殊勤務手当に相当する加算報酬（第9条第2項第1号、第3項及び第5項の規定によるものに限る。）の月額

エ 農林漁業普及指導手当に相当する加算報酬の月額

(2) 日額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の日額及び次に掲げる加算報酬の日額の合計額に252を乗じて得た額に特殊勤務手当に相当する加算報酬（第9条第3項の規定によるものに限る。）の月額に12を乗じて得た額を加算した額を算出係数で除して得た額

ア 前号ア、イ及びエに規定する加算報酬の日額

イ 特殊勤務手当に相当する加算報酬（第9条第2項第2号の規定によるものに限る。）の日額

(3) 時間額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の時間額及び次に掲げる加算報酬の時間額の合計額に1,953を乗じて得た額に特殊勤務手当に相当する加算報酬（第9条第3項の規定によるものに限る。）の月額に12を乗じて得た額を加算した額を算出係数で除して得た額

ア 第1号ア、イ及びエに規定する加算報酬の時間額

イ 特殊勤務手当に相当する加算報酬（第9条第2項第3号の規定によるものに限る。）の時間額

2 前項の「算出係数」とは、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75を乗じて得た数に同条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数をいう。

（宿日直手当に相当する加算報酬）

第14条 宿日直手当に相当する加算報酬は、第51条第1項又は第2項に規定する勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の加算報酬の額は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第51条第1項に規定する勤務のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号。以下「勤務時間規則」という。）第7条第1項第1号に掲げる勤務 その勤務1回につき4,400円

(2) 第51条第1項に規定する勤務のうち、勤務時間規則第7条第1項第2号ア、ク及びサに掲げる勤務 その勤務1回につき5,300円（同号アに掲げる勤務のうち、職員給与規則第36条第2項第2号に規定する任命権者が勤務の特殊性その他の事情により特に必要があると認めるものにあつては、同号の規定により人事委員会の承認を得て定める額）

(3) 第51条第1項に規定する勤務のうち、勤務時間規則第7条第1項第2号キに掲げる勤務 その勤務1回につき6,100円

- (4) 第51条第1項に規定する勤務のうち、勤務時間規則第7条第1項第2号イからカまで、ケ及びコに掲げる勤務 その勤務1回につき7,400円
  - (5) 第51条第2項に規定する勤務 その勤務1回につき、前各号の規定を準用した額
- 3 第1項の勤務は、第11条及び第12条の勤務には含まれないものとする。
- 4 第11条第10項の規定は、第1項の加算報酬について準用する。

#### 第3節 報酬の減額

第15条 第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合には、次に掲げる時間、日又は期間を除き、その勤務しない時間1時間について第3項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額を減額して報酬を支給する。

- (1) 第54条第1項に規定する超勤代休時間
  - (2) 第55条に規定する休日（第56条第1項の規定により代休日（同項に規定する代休日をいう。以下この号において同じ。）が指定されて、当該休日に勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）
  - (3) 第60条に規定する年次休暇の期間
  - (4) 第62条第1項第1号、第2号、第5号及び第13号から第17号まで並びに職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）第6条第1項第4号に掲げる特別休暇の期間
  - (5) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年兵庫県条例第33号）の規定により職務に専念する義務を免除された場合におけるその免除された期間
  - (6) 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第11号）第2条第9号に掲げる作業及び職員給与規則第3条第2項第2号又は教育職員給与規則第3条第3号の規定により人事委員会がこれと同等と認める作業に従事して負傷し、又はこのため疾病にかかった場合における任命権者がその療養に必要と認める期間
- 2 前項に規定するその勤務しない時間は、月の初日から末日までの間における勤務しない時間の合計時間数（1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。）によって計算する。
- 3 第1項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。
- (1) 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の月額及び地域手当に相当する加算報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を算出係数で除して得た額
  - (2) 日額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の日額及び地域手当に相当する加算報酬の日額の合計額に252を乗じて得た額を算出係数で除して得た額
  - (3) 時間額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の時間額及び地域手当に相当する加算報酬の時間額の合計額に1,953を乗じて得た額を算出係数で除して得た額
- 4 前項の「算出係数」とは、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数をいう。

#### 第4節 費用弁償

（旅費計算上の職務の級）

第16条 任命権者は、第1号会計年度任用職員の旅費の額の計算に係るその者の条例第5条第2項に規定する級を定める場合において、その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとした場合に条例第8条の規定によりその適用を受けることとなる職員給与条例第8条の各給料表の級又は教育職員給与条例第8条第1項の各給料表の級を、その者の条例第5条第2項に規定する級として定めるときは、同項の規定による人事委員会との協議を要しないものとする。

（通勤に要する費用の弁償）

第17条 任命権者は、第1号会計年度任用職員に対して、その通勤（第1号会計年度任用職員が勤務のためその者の住居と在勤庁（支所、分室その他これらに準ずるもの又は分校その他これに類するものに勤務する第1号会計年度任用職員にあっては、これらをもって在勤庁とする。）との間を往復することをいう。）に要する費用の弁償として、旅費を支給するものとする。

- 2 前項の旅費の支給を受ける第1号会計年度任用職員の範囲、額、支給の方法その他必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

#### 第5節 期末手当

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち、それぞれその基準日現在において、その基準日の属する任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）（次項に規定するこれに準ずる期間を含む。）が6月以上であり、かつ、その基準日の属する任期における1週間当たりの勤務時間として第3項で定める時間が15時間30分以上である者に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会の定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員のうち、それぞれその退職し、又は死亡した日現在において、その日の属する任期（次項に規定するこれに準ずる期間を含む。）が6月以上であり、かつ、その日の属する任期における1週間当たりの勤務時間として第3項で定める時間が15時間30分以上である者（人事委員会の定める者を除く。）についても、同様とする。

2 条例第6条に規定する人事委員会規則で定めるこれに準ずる期間は、次に掲げる期間（それぞれその基準日に属する会計年度中の期間に限る。）とする。

(1) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者がその者の任期の属する会計年度の中途に第1号会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 1週間ごとの勤務日（第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条において同じ。）の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である第1号会計年度任用職員（以下「斉一型第1号会計年度任用職員」という。）その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 第1号会計年度任用職員のうち斉一型第1号会計年度任用職員以外のもの（以下「不斉一型第1号会計年度任用職員」という。）その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(2) 企業職員（条例第1条に規定する企業職員をいう。以下同じ。）若しくは単純な労務に雇用される者（条例第2条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下この条、第31条及び第41条において「企業職員等第1号会計年度任用職員」という。）又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者で同項第2号に掲げる者（以下この条、第31条及び第41条において「企業職員等第2号会計年度任用職員」という。）であった者がその者の任期の属する会計年度の中途に第1号会計年度任用職員となった場合における当該企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、企業職員等第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である企業職員等第1号会計年度任用職員（以下この条、第31条及び第41条において「斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員」という。）その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 企業職員等第1号会計年度任用職員のうち斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員以外のもの（以下この条、第31条及び第41条において「不斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員」という。）その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(3) 職員給与条例若しくは教育職員給与条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）に規定する職員のうち、常勤の職員（以下この条、第31条及び第41条において「常勤職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この条、第31条及び第41条において「育児短時間勤務職員等」という。）又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この条、第31条及び第41条において「短時間勤務職員」という。）であった者が第1号会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間

3 条例第6条に規定する人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 齊一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数
  - (2) 不齊一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数
- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
  - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - (4) 3箇月未満 100分の30
- 5 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (1) 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 それぞれその基準日（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、その退職し、又は死亡した日。以下この項において同じ。）現在において、その基準日の属する任期（基準日以前6箇月以内の期間に限る。次号及び第3号において同じ。）において第1号会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及び地域手当に相当する加算報酬の月額の合計額
  - (2) 日額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 それぞれその基準日現在において、その基準日の属する任期において第1号会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の日額及び地域手当に相当する加算報酬の日額の合計額に21を乗じて得た額を、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間中の勤務日の日数を職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける者のうち常勤の職員の当該在職期間に対応する期間中の勤務日の日数で除して得た数で乗じて得た額
  - (3) 時間額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 それぞれその基準日現在において、その基準日の属する任期において第1号会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の時間額及び地域手当に相当する加算報酬の時間額の合計額に162.75を乗じて得た額を、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間中の勤務時間の合計時間数を職員給与条例又は教育職員給与条例の適用を受ける者のうち常勤の職員の当該在職期間に対応する期間中の勤務時間の合計時間数で除して得た額を乗じて得た額
- 6 第4項の在職期間の算定については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 在職期間は、条例の適用を受ける第1号会計年度任用職員として在職した期間とする。
  - (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間は、その全期間を除算する。
  - (3) 育児休業法第2条の規定による育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）は、その2分の1の期間を除算する。
  - (4) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であつた者が第1号会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての在職期間（第1号会計年度任用職員にあつては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であつた期間に限る。）は、その全期間を算入する。
    - ア 齊一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数
    - イ 不齊一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数
  - (5) 企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員であつた者が第1号会計年度任用職員となった場合における当該企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員としての在職期間（企業職員等第1号会計年度任用職員にあつては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であつた期間に限る。）は、その全期間を算入する。
    - ア 齊一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数
    - イ 不齊一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数
  - (6) 職員給与条例若しくは教育職員給与条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務

職員等又は短時間勤務職員であった者が第1号会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間は、その全期間を算入する。

7 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けた期間  
（期末手当の不支給及び一時差止処分）

第19条 職員給与と条例第25条の2及び第25条の3並びに職員給与規則第37条第7項及び第9項から第16項まで又は教育職員給与と条例第28条の2及び第28条の3並びに教育職員給与規則第43条第5項及び第7項から第14項までの規定は、第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。

#### 第6節 雑則

（報酬及び期末手当を受ける権利等）

第20条 第1号会計年度任用職員は、条例及びこの規則の定めるところにより報酬及び期末手当を受ける権利を有する。第1号会計年度任用職員が死亡した場合において、その者に支払うべき報酬及び期末手当でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない報酬及び期末手当を受ける権利は、その者の相続人が承継するものとする。

2 第1号会計年度任用職員が一の職を保有したまま他の職を兼ねる場合には、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定に該当する場合を除き、その者に重複して報酬及び期末手当を支給しない。

3 第1号会計年度任用職員が出産、病気、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために報酬及び期末手当の支払を請求した場合には、速やかにその者にその日までの報酬及び期末手当を支払わなければならない。

4 宿舍、食事、被服その他生活に必要な施設等が第1号会計年度任用職員に支給され、又は無料で貸与される場合には、これを基本報酬の一部とし、別に定めるところにより、その相当額を基本報酬から控除する。

（報酬及び期末手当の口座振込み）

第21条 報酬及び期末手当の口座振込みについては、職員給与規則第37条の4又は教育職員給与規則第43条の5の規定を準用する。

（申出のの特例）

第22条 前条の規定において準用する職員給与規則第37条の4第1項又は教育職員給与規則第43条の5第1項の規定による申出は、電子情報処理組織（新行政課又は警察本部警務課の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と第1号会計年度任用職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第75条において同じ。）を使用してすることができる。

（実施の確保）

第23条 人事委員会は、第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当について、条例及びこの規則の実施を確保するために任命権者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 人事委員会は、前項の調査の結果、条例及びこの規則に違反する任命権者の給与上の措置を発見した場合には、任命権者に対して、その是正を求めるとともに、これを知事に報告するものとする。

### 第3章 第2号会計年度任用職員の給与

#### 第1節 第2号一般会計年度任用職員の給与

（第2号一般会計年度任用職員の給与）

第24条 条例及び職員給与と条例に基づく第2号一般会計年度任用職員（条例第9条第1項に規定する第2号一般会計年度任用職員をいう。以下この節において同じ。）の給与に関して必要な事項は、次条から第32条までに定めるもののほか、職員給与規則の定めるところによる。

（給与の減額）

第25条 条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する職員給与と条例第6条第5号に規定する人事委員会規則で定めるものは、勤務時間規則第17条第1項第3号、第4号、第6号から第8号まで及び第12号から第15号まで並びに職員の子育て支援に関する規則第6条第1項第1号及び第2号に掲げる特別休暇とする。

（新たに第2号一般会計年度任用職員となった者の号給）

第26条 新たに第2号一般会計年度任用職員となった者の号給は、号給決定基準表（別表第1）の給料表欄の区分ごとの職種欄の区分に対応する基準号給欄に定める号給とする。

(経験年数を有する者の号給)

第27条 新たに第2号一般会計年度任用職員となった者で経験年数を有するものの号給は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に3を乗じて得た数を加えた号数の号給とすることができる。

2 前項の経験年数は、その者の有する経験年数を経験年数換算表（別表第2）に定めるところにより換算して得られる年数とする。

3 第1項の規定による加える号数は、新たに第2号一般会計年度任用職員に適用される号給決定基準表の基準号給欄に対応する号数欄に定める号数を超えることはできない。

(新たに第2号一般会計年度任用職員となった者の号給の特例)

第28条 新たに第2号一般会計年度任用職員となった者の号給について、前2条の規定により難しい場合その他人事行政の運営上必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(地域手当)

第29条 条例第9条第2項により読み替えて適用する職員給与条例第16条の4第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、教育公務員特例法の規定の適用若しくは準用を受ける者、企業職員、単純な労務に雇用される者又は市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定する職員が引き続いて第2号一般会計年度任用職員となった場合とする。

2 条例第9条第2項により読み替えて適用する職員給与条例第16条の4第3項に規定する人事委員会規則で定める場合は、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員又は同項に規定する人事委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者であった者が引き続き第2号一般会計年度任用職員となった場合とする。

(初任給調整手当)

第30条 職員給与条例第16条の6第1項第1号又は第2号に掲げる職に採用された第2号一般会計年度任用職員及び職員給与規則第22条の4第4項各号に該当する第2号一般会計年度任用職員のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で同条第6項の人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日から採用の日又は同条第4項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た場合にあつては6年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。）に対する職員給与規則別表第19の規定の適用については、その超えることとなった日以後の最初の4月1日に採用されたものとみなす。

(期末手当)

第31条 条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する職員給与条例第25条第1項に規定する人事委員会規則で定めるこれに準ずる期間は、次に掲げる期間（それぞれその基準日の属する会計年度中の期間に限る。）とする。

(1) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者がその者の任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）の属する会計年度の中途に第2号一般会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 斉一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(2) 企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員であった者がその者の任期の属する会計年度の中途に第2号一般会計年度任用職員となった場合における当該企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、企業職員等第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して

## 得た時間数

- (3) 職員給与条例若しくは教育職員給与条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員であった者が第2号一般会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間
- 2 職員給与条例第25条第8項の規定する在職期間の算定については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 在職期間は、職員給与条例の適用を受ける第2号一般会計年度任用職員として在職した期間とする。
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間は、その全期間を除算する。
- (3) 育児休業法第2条の規定による育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）は、その2分の1の期間を除算する。
- (4) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者が第2号一般会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての在職期間（第1号会計年度任用職員にあつては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。
- ア 齊一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数
- イ 不齊一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数
- (5) 企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員であった者が第2号一般会計年度任用職員となった場合における当該企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員としての在職期間（企業職員等第1号会計年度任用職員にあつては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。
- ア 齊一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数
- イ 不齊一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数
- (6) 職員給与条例若しくは教育職員給与条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員であった者が第2号一般会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間は、その全期間を算入する。
- 3 職員の子育て支援に関する条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間  
（職員給与規則の適用除外等）
- 第32条 第2号一般会計年度任用職員には、職員給与規則第2条第3号、第3条第2項第3号、第9条から第11条まで、第22条の2第3項第2号及び第3号並びに第4項第2号及び第3号、第22条の4第6項後段、第37条第6項並びに第37条の2第1項の規定は、適用しない。
- 2 第2号一般会計年度任用職員の給与に係る職員給与規則の規定の適用については、職員給与規則第34条第1項第4号ア中「の職員」とあるのは「の職員及び第2号会計年度任用職員」と、職員給与規則第37条第3項中「掲げる職員」とあるのは「掲げる職員（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）第9条第1項に規定する第2号一般会計年度任用職員を除く。）」とする。
- 第2節 第2号教育会計年度任用職員の給与  
（第2号教育会計年度任用職員の給与）
- 第33条 条例及び教育職員給与条例に基づく第2号教育会計年度任用職員（条例第10条第1項に規定する第2号教育会計年度任用職員をいう。以下この節において同じ。）の給与に関して必要な事項は、次条から第42条までに定めるもののほか、教育職員給与規則の定めるところによる。
- （給与の減額）
- 第34条 条例第10条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定めるものは、勤務時間規則第17条第1項第3

号、第4号、第6号から第8号まで及び第12号から第15号まで並びに職員の子育て支援に関する規則第6条第1項第1号及び第2号に掲げる特別休暇とする。

2 条例第10条第1項第5号に規定する人事委員会規則で定める場合及び期間は、教育職員給与規則第3条各号（第4号を除く。）に定める場合及び期間とする。

（新たに第2号教育会計年度任用職員となった者の職務の級）

第35条 新たに第2号教育会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者に適用される教育職員給与条例第8条第1項の給料表の別に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育職員給与条例第8条第1項第1号の高等学校教育職給料表 教育職員給与規則に定める高等学校教育職給料表級別標準職務表（別表第11）の1級の標準職務に係る職に採用される者にあつては1級とし、同表の2級の標準職務に係る職に採用される者にあつては2級とする。
- (2) 教育職員給与条例第8条第1項第2号の中学校・小学校教育職給料表 教育職員給与規則に定める中学校・小学校教育職給料表級別標準職務表（別表第12）の1級の標準職務に係る職に採用される者にあつては1級とし、同表の2級の標準職務に係る職に採用される者にあつては2級とする。

（新たに第2号教育会計年度任用職員となった者の号給）

第36条 新たに第2号教育会計年度任用職員となった者の号給は、号給決定基準表（別表第1）の給料表欄の区分ごとの職種欄の区分に対応する基準号給欄に定める職務の級の号給とする。

（経験年数を有する者の号給）

第37条 新たに第2号教育会計年度任用職員となった者で経験年数を有するものの号給は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に3を乗じて得た数を加えた号数の号給とすることができる。

2 前項の経験年数は、その者の経験年数を経験年数換算表（別表第2）に定めるところにより換算して得られる年数とする。

3 第1項の規定による加える号数は、新たに第2号教育会計年度任用職員に適用される号給決定基準表の基準号給欄に対応する号数欄に定める号数を超えることはできない。

（新たに第2号教育会計年度任用職員となった者の号給の特例）

第38条 新たに第2号教育会計年度任用職員となった者の号給について、前2条の規定により難しい場合その他人事行政の運営上必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

（地域手当）

第39条 条例第12条第2項により読み替えて適用する教育職員給与条例第18条の3第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、職員給与条例若しくは市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例に規定する職員、企業職員又は単純な労務に雇用される者が引き続いて第2号教育会計年度任用職員となった場合とする。

2 条例第12条第2項により読み替えて適用する教育職員給与条例第18条の3第3項に規定する人事委員会規則で定める場合は、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員又は同項に規定する人事委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者であった者が引き続き第2号教育会計年度任用職員となった場合とする。

（超過勤務手当）

第40条 条例第11条の規定によりその例によることとされる職員給与条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の合計に7.75を乗じて得た数を減じた数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 地域手当
- (2) 初任給調整手当
- (3) 特殊勤務手当（月額でその額が定められているものに限る。）
- (4) へき地手当（これに準ずる手当を含む。）
- (5) 定時制通信教育手当
- (6) 産業教育手当

(7) 義務教育等教員特別手当

- 2 超過勤務手当は、勤務した日の翌月の給料の支給日までに支給するようにしなければならない。ただし、12月1日から同月20日までの間に係る超過勤務手当の実績の支給については、同月21日以後において仮払いすることができるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、超過勤務手当については、職員給与規則第35条（第3項及び第6項を除く。）の規定の例による。

（期末手当）

第41条 条例第12条第2項の規定により読み替えて適用する教育職員給与条例第28条第1項に規定する人事委員会規則で定めるこれに準ずる期間は、次に掲げる期間（それぞれその基準日の属する会計年度中の期間に限る。）とする。

- (1) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者がその者の任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）の属する会計年度の中に第2号教育会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 斉一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

- (2) 企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員であった者がその者の任期の属する会計年度の中に第2号教育会計年度任用職員となった場合における当該企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員としての任期。ただし、企業職員等第1号会計年度任用職員については、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。

ア 斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

- (3) 職員給与と条例若しくは教育職員給与条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員であった者が第2号教育会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間

- 2 教育職員給与規則第28条第6項の規定する在職期間の算定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在職期間は、教育職員給与条例の適用を受ける第2号教育会計年度任用職員として在職した期間とする。
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間は、その全期間を除算する。
- (3) 育児休業法第2条の規定による育児休業をした期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）は、その2分の1の期間を除算する。
- (4) 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員であった者が第2号教育会計年度任用職員となった場合における先の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての在職期間（第1号会計年度任用職員にあつては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。

ア 斉一型第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

- (5) 企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員であった者が第2号教育会計年度任用職員となった場合における当該企業職員等第1号会計年度任用職員又は企業職員等第2号会計年度任用職員としての在職期間（企業職員等第1号会計年度任用職員にあつては、その者の任期中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を算入する。

ア 斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ 不斉一型企业職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

- (6) 職員給与条例若しくは教育職員給与条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校県費負担事務職員等に関する条例に規定する職員のうち、常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員であった者が第2号教育会計年度任用職員となった場合における当該常勤職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員としての在職期間は、その全期間を算入する。
- 3 職員の子育て支援に関する条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間  
(教育職員給与規則の適用除外等)

第42条 第2号教育会計年度任用職員には、教育職員給与規則第2条第3号、第6条から第10条まで、第21条の2第3項第2号及び第3号並びに第4項第2号及び第3号、第43条第4項並びに第43条の3第1項の規定は、適用しない。

- 2 第2号教育会計年度任用職員の給与に係る教育職員給与規則の規定の適用については、教育職員給与規則第43条第2項中「掲げる職員」とあるのは、「掲げる職員（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）第10条第1項に規定する第2号教育会計年度任用職員を除く。）」とする。

#### 第4章 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇

##### 第1節 第1号会計年度任用職員の勤務時間

(第1号会計年度任用職員の勤務時間)

第43条 第1号会計年度任用職員の勤務時間は、次条から第54条までに定めるところによる。

(1 週間の勤務時間)

第44条 第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1月を超えない期間につき1週間当たり職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する勤務時間の時間数未満の範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第45条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 3 任命権者は、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

第46条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある第1号会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日以上週休日を設け、及び当該期間につき第44条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日以上週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間を割り振ることが困難である第1号会計年度任用職員について、人事委員会と協議して、人事委員会の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第47条 任命権者は、第1号会計年度任用職員に第45条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会の定めるところにより、第45条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（「全勤務日」という場合を除き、以下「勤務日」という。）のうち人事委員会の定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち

4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第48条 任命権者は、1日の勤務の時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を1日の勤務の時間の途中で置かなければならない。

2 前項に規定する休憩時間は、職務の特殊性又はその事務所等の特殊の必要がある場合において、人事委員会の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第49条 任命権者は、第45条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項若しくは第3項の規定により勤務時間を割り振り、第46条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は前条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、週休日の振替（第47条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）を行った場合には、第1号会計年度任用職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(船員の勤務時間の特例)

第50条 任命権者は、第44条の規定にかかわらず、船舶に乗り込む第1号会計年度任用職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間につき1週間当たり同条の規定に基づき定める時間となるように定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により勤務時間を定める場合には、第46条第2項の規定にかかわらず、前項の期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設けなければならない。

3 任命権者は、第48条の規定にかかわらず、船舶に乗り込む第1号会計年度任用職員の休憩時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(宿日直勤務)

第51条 任命権者は、第44条から第47条まで及び前条第1項の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において第1号会計年度任用職員に勤務時間規則第7条第1項各号に掲げる勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、第55条に規定する休日の正規の勤務時間において第1号会計年度任用職員に前項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

3 任命権者は、第1号会計年度任用職員に前2項に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(時間外勤務)

第52条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において第1号会計年度任用職員に前条第1項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、前項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において第1号会計年度任用職員に勤務することを命ずる場合には、第1号会計年度任用職員の健康及び福祉を害しないように考慮し、かつ、第1号会計年度任用職員の正規の勤務時間が勤務時間条例の適用を受ける者のうち常時勤務を要する職を占める者の勤務時間（勤務時間条例第3条から第6条まで及び第9条第1項の規定による勤務時間をいう。）より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児又は介護を行う第1号会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第53条 育児又は介護を行う第1号会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例第11条の2の規定の例による。

(超勤代休時間)

第54条 任命権者は、第11条第1項の規定により超過勤務手当に相当する加算報酬を支給すべき第1号会計年度任用職員に対して、人事委員会の定めるところにより、当該加算報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会の定める期間内にある第56条第1項に規定する勤務日等（次条第2項に規定する休日及び第56条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された第1号会計年度任用職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

#### 第2節 第1号会計年度任用職員の休日

(休日)

第55条 第1号会計年度任用職員は、休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（第45条第1項又は第46条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、人事委員会の定める日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- (3) 国の行事が行われる日で人事委員会の定める日

(代休日)

第56条 任命権者は、第1号会計年度任用職員に休日（前条に規定する休日をいう。以下同じ。）である勤務日等（第45条第2項若しくは第3項、第46条又は第47条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に特に勤務することを命じた場合には、人事委員会の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、勤務日等（第54条第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された第1号会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日に勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

#### 第3節 第2号会計年度任用職員の勤務時間及び休日

第57条 第2号会計年度任用職員の勤務時間及び休日は、勤務時間条例第2章及び第3章の定めるところによる。

#### 第4節 会計年度任用職員の休暇

(休暇)

第58条 会計年度任用職員の休暇は、次条から第74条までに定めるところによる。

(休暇の種類)

第59条 第1号会計年度任用職員の休暇は、次のとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 特別休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 介護時間
- (6) 組合休暇

2 第2号会計年度任用職員の休暇は、勤務時間条例第14条第1項（第4号を除く。）に掲げる休暇とする。

(年次休暇)

第60条 会計年度任用職員の年次休暇は、一の会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該会計年度の初日に新たに第1種会計年度任用職員となった者又は当該会計年度の前会計年度以前から第1種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に第1種会計年度任用職員となった者で当該会計年度の前会計年度における第1種会計年度任用職員としての全勤務日の8割以上出勤したも 当該会計年度において、その者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数（当該会計年度の初日に新たに第1種会計年度任用職員となった者にあつては、零とする。）の別表第3に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数
- (2) 当該会計年度の前会計年度以前から第1種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に第1種会計年度任用職員となった者（前号に該当する第1種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、その者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数を零とみなして別表第3を適用した場合における同表の日数欄に掲げる日数（その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、当該日数）

- (3) 当該会計年度の中途に新たに第1種会計年度任用職員となった者（次号に該当する第1種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、その者の当該会計年度における在職期間の別表第4に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数
- (4) 当該会計年度に第1種会計年度任用職員となり、継続勤務し、引き続き当該会計年度の中途に第1種会計年度任用職員となった者 当該会計年度において、その者が先の第1種会計年度任用職員となった日において後の第1種会計年度任用職員となったものとみなした場合におけるその者の先の第1種会計年度任用職員としての在職期間の別表第4に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数から、後の第1種会計年度任用職員となった日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数
- (5) 当該会計年度の初日に新たに第2種会計年度任用職員となった者又は当該会計年度の前会計年度以前から第2種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に第2種会計年度任用職員（斉一型第1号会計年度任用職員にあっては先の第2種会計年度任用職員とその1週間の勤務日の日数の別表第5又は別表第6に定める区分を同じくするもの、不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては先の第2種会計年度任用職員とその1年間の勤務日の日数のこれらの表に定める区分を同じくするものに限る。次号及び第8号並びに次項において「勤務日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員」という。）となった者で当該会計年度の前会計年度における第2種会計年度任用職員としての全勤務日の8割以上出勤したもの 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1年間の勤務日の日数の応じ、それぞれその者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数（当該会計年度の初日に新たに第2種会計年度任用職員となった者にあつては、零とする。）の別表第5に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数
- (6) 当該会計年度の前会計年度以前から第2種会計年度任用職員として継続勤務し、引き続き当該会計年度の初日に勤務日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員となった者（前号に該当する第2種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1年間の勤務日の日数の応じ、それぞれその者の最初の採用の日の属する会計年度から当該会計年度の前会計年度までの継続勤務した会計年度の年数を零とみなして別表第5を適用した場合における同表の日数欄に掲げる日数（その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、当該日数）
- (7) 当該会計年度の中途に新たに第2種会計年度任用職員となった者（次号に該当する第2種会計年度任用職員を除く。） 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1年間の勤務日の日数の応じ、それぞれその者の当該会計年度における在職期間の別表第6に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数
- (8) 当該会計年度に第2種会計年度任用職員となり、継続勤務し、引き続き当該会計年度の中途に勤務日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員となった者 当該会計年度において、斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数に応じ、不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては1年間の勤務日の日数の応じ、その者が先の第2種会計年度任用職員となった日において後の第2種会計年度任用職員となったものとみなした場合におけるその者の先の第2種会計年度任用職員としての在職期間の別表第6に定める区分に対応する同表の日数欄に掲げる日数から、後の第2種会計年度任用職員となった日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数
- 2 企業職員又は単純な労務に雇用される者で第1種会計年度任用職員に相当するもの（以下この項及び次項において「企業職員等第1種会計年度任用職員」という。）であった者が引き続き第1種会計年度任用職員となった場合は、その者の企業職員等第1種会計年度任用職員としての継続勤務した期間を第1種会計年度任用職員として継続勤務していたものとみなして、前項の規定を適用する。企業職員又は単純な労務に雇用される者で第2種会計年度任用職員に相当するもの（次項において「企業職員等第2種会計年度任用職員」という。）であった者が引き続き勤務日数の区分を同じくする第2種会計年度任用職員となった場合も、同様とする。
- 3 第1種会計年度任用職員であった者が引き続き第2種会計年度任用職員となった場合、第2種会計年度任用職員であった者が引き続き第1種会計年度任用職員となった場合、第2種会計年度任用職員であった者から引き続き1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数を異にする第2種会計年度任用職員となった場合、勤務時間条例の適用を受ける者（会計年度任用職員を除く。）又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者（企業職員等第1種会計年度任用職員及び企業職員等第2種会計年度任用職員を除く。）であった者が

引き続き第1種会計年度任用職員若しくは第2種会計年度任用職員となった場合、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を占める者で任命権者が指定するものであった者が引き続き第1種会計年度任用職員若しくは第2種会計年度任用職員となった場合その他これらに類する場合における第1種会計年度任用職員若しくは第2種会計年度任用職員の当該会計年度における年次休暇の日数は、前2項の規定に準じて、任命権者が人事委員会と協議して定める。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1種会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員をいう。

ア 斉一型第1号会計年度任用職員のうち、次に掲げる者をいう。

(イ) 1週間の勤務日の日数が5日以上とされている者

(ロ) 1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員のうち1年間の勤務日の日数が217日以上である者

ウ 第2号会計年度任用職員

(2) 第2種会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員をいう。

ア 斉一型第1号会計年度任用職員のうち1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間未満であるもの

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員のうち1年間の勤務日の日数が217日未満である者

5 会計年度任用職員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該会計年度の翌会計年度に繰り越すことができる。ただし、第1項第3号又は第7号に掲げる会計年度任用職員の当該会計年度の年次休暇は、当該会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度（その者の採用の日から2年を経過する日までの期間に限る。）に繰り越すことができる。

6 年次休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては、1時間）とする。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

7 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合には、他の時期にこれを与えることができる。（病気休暇）

第61条 会計年度任用職員の病気休暇は、会計年度任用職員（その任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。）が6月以上である者又は継続勤務した期間が6月以上である者に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 任命権者が必要と認める期間

(2) 前号以外の負傷又は疾病の場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ定める日数の範囲内において任命権者が必要と認める期間

ア 斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1週間の勤務日の日数に応じ、別表第7の日数欄に掲げる日数（1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上であるものにあっては、1週間の勤務日の日数を5日以上とされているものとみなして同表を適用した場合における同表の日数欄に掲げる日数）

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1年間の勤務日の日数の応じ、別表第7の日数欄に掲げる日数

ウ 第2号会計年度任用職員 一の会計年度において10日

2 前項に規定する継続勤務した期間の算定は、その者の会計年度任用職員として継続勤務した期間による。

3 会計年度任用職員であった者が引き続き会計年度任用職員となった場合、勤務時間条例の適用を受ける者（会計年度任用職員を除く。）又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者であった者が引き続き会計年度任用職員となった場合、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を占める者で任命権者が指定するものであった者が引き続き会計年度任用職員となった場合その他これらに類する場合における前項に規定する会計年度任用職員として継続勤務した期間は、任命権者が人事委員会に協議して定める。

4 病気休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあっては、1時間）とする。（特別休暇）

第62条 会計年度任用職員の特別休暇は、職員の子育て支援に関する規則で定めるもののほか、選挙権の行使、

結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで勤務時間規則第17条第1項第4号アからエまでに掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日の範囲内の期間
- (5) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事委員会が定める期間内における、週休日、第54条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間
- (6) 出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (8) 生後1年に達しない子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この号において同じ。）を育てる会計年度任用職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれの回について30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者のうち、同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、当該期間から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (9) 会計年度任用職員が生理のため勤務が著しく困難である場合 必要と認められる期間
- (10) 妊娠中又は産後1年までの女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）それぞれの回について必要とされる期間（1回につき1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間）とする。）
- (11) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終りにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (12) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員で要介護者（勤務時間条例第11条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この号、次条第1項及び第5項並びに第65条第1項において同じ。）の介護その他の人事委員会の定める世話をを行うものが当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間  
ア 継続勤務した期間が6月以上である会計年度任用職員

- イ 齊一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）、不齊一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）又は第2号会計年度任用職員
- (13) 会計年度任用職員の親族（別表第8の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (14) 齊一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）、不齊一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）及び第2号会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合 次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める期間
- ア 齊一型第1号会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間
- イ 不齊一型第1号会計年度任用職員 1年間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間
- ウ 第2号会計年度任用職員 一の年の6月から9月までの期間内（任命権者が勤務の特殊性その他の事情により特に必要があると認める場合には、勤務時間規則第17条第1項第17号の規定により人事委員会の承認を得て定める期間内。以下この号において同じ。）における、週休日、第54条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日（以下この号において「週休日等」という。）を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	期 間
5日以上	217日以上	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
4日	169日から216日まで	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
3日	121日から168日まで	一の年の6月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

- (15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間
- ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 2 前項第12号に規定する継続勤務した期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 第1項第4号、第12号及び第14号の休暇の単位は、1日又は1時間（不齊一型第1号会計年度任用職員にあっては、1時間）とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 第1項第5号及び第13号の休暇の単位は、1日とする。
- （第1号会計年度任用職員の介護休暇）
- 第63条 第1号会計年度任用職員の介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する第1号会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、人事委員会の定めるところにより、当該第1号会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下この項、第65条第1項及び第71条第5項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- (1) 齊一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）又は不齊一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）

- (2) 引き続き在職した期間が1年以上である第1号会計年度任用職員
- (3) 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び第1号に規定する第1号会計年度任用職員に引き続き採用されないことが明らかでない第1号会計年度任用職員
- 2 前項第2号に規定する引き続き在職した期間の算定は、第1号会計年度任用職員としての引き続いた在職期間による。
- 3 第1号会計年度任用職員（第1項第1号の要件に該当する者に限る。）、勤務時間条例の適用を受ける者（第1号会計年度任用職員を除く。）又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者にあつては、第1項第1号の要件に相当する者に該当する者に限る。）（以下この項において「特定第1号会計年度任用職員等」という。）であつた者（特定第1号会計年度任用職員等であつた者が引き続き特定第1号会計年度任用職員等となった場合を含む。）が引き続き第1号会計年度任用職員となった場合におけるその者の当該特定第1号会計年度任用職員等としての引き続いた在職期間は、前項の第1号会計年度任用職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。
- 4 第1項の介護休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間）とする。
- 5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- （第2号会計年度任用職員の介護休暇）
- 第64条 第2号会計年度任用職員の介護休暇については、条例第16条第1項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第18条の定めるところによる。
- 2 条例第16条第1項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する第2号会計年度任用職員以外の第2号会計年度任用職員とする。
- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である第2号会計年度任用職員
- (2) 条例第16条第1項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第18条第1項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び第2号会計年度任用職員に引き続き採用されないことが明らかでない第2号会計年度任用職員
- 3 前項第1号に規定する引き続き在職した期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- （第1号会計年度任用職員の介護時間）
- 第65条 第1号会計年度任用職員の介護時間は、次の各号のいずれにも該当する第1号会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その時間は、当該期間内において1日につき2時間（当該第1号会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。
- (1) 斉一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）又は不斉一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）
- (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある第1号会計年度任用職員
- (3) 引き続き在職した期間が1年以上である第1号会計年度任用職員
- 2 前項第3号に規定する引き続き在職した期間の算定については、第63条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の介護時間の単位は、30分とする。
- 4 第1項の介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- （第2号会計年度任用職員の介護時間）
- 第66条 第2号会計年度任用職員の介護時間については、条例第16条第1項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第18条の2の定めるところによる。

2 条例第16条第1項の規定により読み替えて適用する勤務時間条例第18条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、第2号会計年度任用職員で引き続き在職した期間が1年以上であるものとする。

3 前項に規定する引き続き在職した期間の算定については、第63条第2項及び第3項の規定を準用する。

(第1号会計年度任用職員の組合休暇)

第67条 第1号会計年度任用職員の組合休暇は、斉一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）又は不斉一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）が登録を受けた職員団体の規約に定める機関で勤務時間規則第19条第1項に規定するものの構成員として当該機関の業務に従事する場合又は登録を受けた職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数の範囲内とする。

(1) 斉一型第1号会計年度任用職員 一暦年において、1週間の勤務日の日数に応じ、別表第9の日数欄に掲げる日数

(2) 不斉一型第1号会計年度任用職員 一暦年において、1年間の勤務日の日数の応じ、別表第9の日数欄に掲げる日数

2 前項の組合休暇の単位は、1日又は1時間（不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間）とする。

(第2号会計年度任用職員の組合休暇)

第68条 第2号会計年度任用職員の組合休暇は、勤務時間条例第19条の定めるところによる。

(第1号会計年度任用職員の休暇の承認)

第69条 第1号会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇(第62条第1項第6号及び第7号に掲げる休暇を除く。次条第1項及び第71条第1項において同じ。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、次条に定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

第70条 任命権者は、第1号会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇又は組合休暇の請求について、第61条第1項に定める場合、第62条第1項各号に掲げる場合又は第67条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

2 任命権者は、第1号会計年度任用職員の介護休暇又は介護時間の請求について、第63条第1項又は第65条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(第1号会計年度任用職員の休暇の請求等)

第71条 年次休暇、病気休暇、特別休暇又は組合休暇の承認を受けようとする第1号会計年度任用職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第62条第1項第6号に規定する申出は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対し行わなければならない。

3 第62条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった女性の第1号会計年度任用職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

4 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする第1号会計年度任用職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

5 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の勤務時間規則第24条第2項に規定する人事委員会が定める場合には、同項に規定する人事委員会が定める期間）について一括して請求しなければならない。

(第1号会計年度任用職員の休暇の承認の決定等)

第72条 前条第1項又は第4項の規定による請求があった場合には、任命権者は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った第1号会計年度任用職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 任命権者は、第1号会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由

を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(第2号会計年度任用職員の休暇の承認、請求及び承認の決定等)

第73条 第2号会計年度任用職員の休暇の承認、請求及び承認の決定等については、勤務時間条例第20条及び勤務時間規則第20条から第26条までに定めるところによる。

(会計年度任用職員の休暇に関するその他の事項)

第74条 第58条から前条までに規定するもののほか、会計年度任用職員の休暇に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第5節 雑則

(通知等の手続の特例)

第75条 第49条第2項の規定による通知、第71条第1項若しくは第4項の規定による請求又は同条第2項の規定による申出は、電子情報処理組織を使用してすることができる。

第5章 雑則

(会計年度任用職員の給与、勤務時間、休暇等の特例)

第76条 会計年度任用職員の給与、勤務時間、休暇等については、人事行政の運営上この規則により難い特別の事情がある場合には、第2章から第4章までの規定にかかわらず、任命権者が人事委員会と協議して定めた基準によることができる。

(任命権者の読替え)

第77条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員に対するこの規則の適用については、第9条第5項から第7項まで、第11条第13項、第14条第2項第2号、第15条第1項第6号、第16条、第17条、第23条、第44条から第47条まで、第48条第1項、第49条、第50条、第60条第3項、第61条第1項及び第3項、第62条第1項第14号、第76条、附則第3項及び別表第2中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と、第11条第6項、第51条、第52条、第54条第1項、第56条第1項、第60条第7項、第63条第1項、第69条から第70条まで、第71条第1項から第4項まで及び第72条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会(組合教育委員会を含む。)」と読み替えるものとする。

(この規則の実施に関して必要な事項)

第78条 この規則の実施に関して必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。  
(非常勤職員の給与等に関する規則の廃止)
- 2 非常勤職員の給与等に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第6号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の属する会計年度において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職を占める者、勤務時間条例の適用を受ける者、企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は日々雇入れられる者のうち任命権者が指定する者(以下この項において「施行日前の特定職員」という。)であった者が引き続き施行日に改正法第1条の規定による改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(企業職員及び単純な労務に雇用される者を除く。以下この項において同じ。)となった場合における第60条第1項から第3項まで、第61条第1項から第3項まで並びに第62条第1項第12号及び第2項の規定の適用については、その者の施行日前の特定職員として継続勤務した期間は、これらの規定に準じて、当該会計年度任用職員に引き続く会計年度任用職員として継続勤務した期間とみなすことができる。  
(準備行為)
- 4 人事委員会及び任命権者は、条例及びこの規則の規定による協議、承認その他条例及びこの規則を実施するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1(第26条、第27条、第36条、第37条関係)

号給決定基準表

給料表	職種	基準号給	号数

行政職給料表	一般A	9号給	6
	一般B	9号給	18
	専門A	29号給	12
	専門B	29号給	27
	専門C	29号給	42
	専門D	41号給	30
研究職給料表	専門A	4号給	12
	専門B	4号給	27
	専門C	4号給	42
医師・歯科医師職給料表	専門A	8号給	12
	専門B	8号給	27
	専門C	8号給	42
看護職給料表	専門A	12号給	12
	専門B	12号給	27
	専門C	12号給	42
高等学校教育職給料表	一般A	1級 5号給	6
	一般B	1級 5号給	18
	専門A	2級 17号給	12
	専門B	2級 17号給	27
	専門C	2級 17号給	42
中学校・小学校教育職給料表	一般A	1級 5号給	6
	一般B	1級 5号給	18
	専門A	2級 17号給	12
	専門B	2級 17号給	27
	専門C	2級 17号給	42

備考 この表の給料表欄の給料表とは、職員給与条例第8条の給料表及び教育職員給与条例第8条第1項の給料表をいう。

別表第2（第27条、第37条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	第2号会計年度任用職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体その他の人事委員会が指定する公共的団体の職員としての在職期間	職務の種類及び内容が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	

学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内
民間における企業、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
その他の期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	2割5分以下	

備考 この表の換算率により難しい場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める換算率によることができる。

別表第3（第60条関係）

継続勤務した会計年度の年数	日数
零	10日
1年	11日
2年	12日
3年	14日
4年	16日
5年	18日
6年以上	20日

別表第4（第60条関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	2日
2月を超え3月に達するまでの期間	3日
3月を超え4月に達するまでの期間	4日
4月を超え5月に達するまでの期間	5日
5月を超え6月に達するまでの期間	5日
6月を超え7月に達するまでの期間	6日
7月を超え8月に達するまでの期間	7日
8月を超え9月に達するまでの期間	8日
9月を超え10月に達するまでの期間	9日
10月を超え11月に達するまでの期間	10日
11月を超え1年未満の期間	10日

別表第5（第60条関係）

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続勤務した会計年度の年数	零	7日	5日	3日	1日
	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

別表第6（第60条関係）

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
在 職 期 間	1月に達するまでの期間	1日	1日	1日	1日
	1月を超え2月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日
	2月を超え3月に達するまでの期間	2日	2日	1日	1日
	3月を超え4月に達するまでの期間	3日	2日	1日	1日
	4月を超え5月に達するまでの期間	3日	3日	2日	1日
	5月を超え6月に達するまでの期間	4日	3日	2日	1日
	6月を超え7月に達するまでの期間	5日	3日	2日	1日
	7月を超え8月に達するまでの期間	5日	4日	2日	1日
	8月を超え9月に達するまでの期間	6日	4日	3日	1日
	9月を超え10月に達するまでの期間	6日	5日	3日	1日
	10月を超え11月に達するまでの期間	7日	5日	3日	1日
	11月を超え1年未満の期間	7日	5日	3日	1日

別表第7（第61条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	日数
5日以上	217日以上	10日
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から72日まで	1日

別表第8（第62条関係）

親 族		日 数
配偶者		10日
血 族	父母	10日
	子	10日（ただし、満6歳未満の子については、5日）
	祖父母	5日
	孫	3日
	兄弟姉妹	5日（ただし、満6歳未満の弟妹については、3日）
	父母の兄弟姉妹	3日
	曾祖父母	2日
姻 族	配偶者の父母	5日
	配偶者の子	3日（ただし、満6歳未満の子については、2日）
	配偶者の祖父母	1日
	配偶者の兄弟姉妹	2日（ただし、満6歳未満の弟妹については、1日）
	配偶者の父母の兄弟姉妹	1日
	子の配偶者	3日
	兄弟姉妹の配偶者	2日

備考 生計を一にする姻族（第1号会計年度任用職員のうちその者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとして教育職員給与条例の適用を受ける場合に教育職員給与条例第2条第1項第1号又は第2号に掲げる者に該当することとなる者及び第2号会計年度任用職員のうち同項第1号又は第2号に該当する者以外の会計年度任用職員にあつては、配偶者の父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び父母の兄弟姉妹に限る。）の場合は、血族に準ずる。

別表第9（第67条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	日数
5日以上	217日以上	30日
4日	169日から216日まで	24日
3日	121日から168日まで	18日



職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月12日

兵庫県人事委員会  
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 職員 条例第2条に規定する職員をいう。

第2条第6号中「雇用され」を「任用され」に改め、「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条の3中「病気休暇の期間は」を「条例第6条の2の規定の適用については、病気休暇の期間は」に改める。

第20条の2第2号中「育児短時間勤務職員等」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に改め、同条第3号中「短時間勤務職員」を「職員」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

（第2号会計年度任用職員の給料の特例）

第21条の2 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料については、会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）でその特例を定める。

第22条の2第3項第2号中「規定する職員」の右に「(これらの者のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第22条の4第9項中「ある者」の右に「(臨時的に任用された職員及び第2号会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第33条の5第6号中「規定する職員」の右に「(これらの者のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第34条第1項第4号イ中「短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」に改める。

第37条第6項第2号中「及び短時間勤務職員であった期間は除く。）及び」を「、短時間勤務職員及び第2号会計年度任用職員であった期間は除く。）及び」に、「受けた期間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員であった期間は除く。）」を「受けた期間」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「引き続き」及び「当該」の右に「国若しくは」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員（以下この号において「第1号会計年度任用職員」という。）又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下この号において「企業職員等第1号会計年度任用職員」という。）若しくは企業職員若しくは単純な労務に雇用される者で同項第2号に掲げる者（以下この号において「企業職員等第2号会計年度任用職員」という。）であった者が職員となった場合における当該第1号会計年度任用職員又は企業職員等第1号会計年度任用職員若しくは企業職員等第2号会計年度任用職員としての在職期間（第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員にあっては、その者の任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この号において同じ。）中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。）は、その全期間を通算する。

ア 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ アに掲げる第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）で除して得た時間数

(6) 企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校職員給与負担法に規定する職員のうち常勤の者（以下この号において「常勤職員」という。）又は育児短時間勤務職員等若しくは短時間勤務職員に相当する者であった者が職員となった場合における当該常勤職員又は育児短時間職員等若しくは短時間勤務職員に相当する者であった期間は、その全期間を通算する。

第37条の2第1項第2号中「及び短時間勤務職員」を「、短時間勤務職員及び第2号会計年度任用職員」に改める。

第37条の3を第37条の4とし、第37条の2の次に次の1条を加える。

（第2号会計年度任用職員の手当の特例）

第37条の3 第2号会計年度任用職員の手当については、会計年度任用職員の給与等に関する規則でその特例を定める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「雇用され」を「任用され」に改める。

第3条の3中「病気休暇の期間は」を「条例第5条の2の規定の適用については、病気休暇の期間は」に改める。

第19条の2第3号中「短時間勤務職員」を「職員」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の給料の特例)

第20条の2 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年兵庫県条例第8号)第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の給料については、会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)でその特例を定める。

第21条の2第3項第2号中「雇用される者」の右に「(これらの者のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第32条の5第6号中「、単純な労務に雇用される者」を「若しくは単純な労務に雇用される者(これらの者のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」に改める。

第43条第4項第2号中「及び短時間勤務職員であった期間を除く。及び」を「、短時間勤務職員及び第2号会計年度任用職員であった期間は除く。及び」に、「受けた期間(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員であった期間は除く。)」を「受けた期間」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「引き続いて」及び「当該」の右に「国若しくは」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員(以下この号において「第1号会計年度任用職員」という。)又は企業職員若しくは単純な労務に雇用される者で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下この号において「企業職員等第1号会計年度任用職員」という。)若しくは企業職員若しくは単純な労務に雇用される者で同項第2号に掲げる者(以下この号において「企業職員等第2号会計年度任用職員」という。)であった者が職員となった場合における当該第1号会計年度任用職員又は企業職員等第1号会計年度任用職員若しくは企業職員等第2号会計年度任用職員としての在職期間(第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員にあっては、その者の任期(任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この号において同じ。)中の1週間当たりの勤務時間として次のア又はイの区分に応じてそれぞれ定める時間が15時間30分以上である者であった期間に限る。)は、その全期間を通算する。

ア 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員 その者の1週間の勤務時間の時間数

イ アに掲げる第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員及び企業職員等第1号会計年度任用職員 その者の任期中の勤務時間の合計時間数をその者の任期の現日数を7で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)で除して得た時間数

(6) 企業職員若しくは単純な労務に雇用される者又は市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例に規定する職員のうち常勤の者(以下この号において「常勤職員」という。)又は育児短時間勤務職員等若しくは短時間勤務職員に相当する者であった者が職員となった場合における当該常勤職員又は育児短時間職員等若しくは短時間勤務職員に相当する者であった期間は、その全期間を通算する。

第43条の3第1項第2号中「及び短時間勤務職員」を「、短時間勤務職員及び第2号会計年度任用職員」に改める。

第43条の4を第43条の5とし、第43条の3の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の手当の特例)

第43条の4 第2号会計年度任用職員の手当については、会計年度任用職員の給与等に関する規則でその特例を定める。

(職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則の一部改正)

第3条 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「昭和25年法律第261号」の右に「。以下「地公法」という。」を加え、「行なわせ」を「行わせ」に改める。

第6条中「においては」を「には」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年に」とあるのは「地公法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第4条 職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第3項、第15条の2及び第17条から第22条まで」を削り、「任用」の右に「（臨時的任用を除く。以下同じ。）」を加える。

第2条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第3号を削る。

第5条第1項中「掲げる職」の右に「（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職（以下「会計年度任用の職」という。）を除く。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「試験よる」を「試験による」に改め、「採用候補者名簿」の右に「（以下「名簿」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会計年度任用の職に採用する場合は、前項の規定にかかわらず、選考によるものとする。

第12条の2中「採用の」を削り、「又は」の右に「会計年度任用の職若しくは」を加え、「該当する」を「掲げる職に採用しようとする」に改める。

第13条第1号中「第8条第1項第3号」を「第8条第3号」に改め、「。以下同じ」を削り、「以下の職」の右に「（会計年度任用の職を除く。）」を加え、同条第2号中「第8条第1項第4号」を「第8条第4号」に改め、「。以下同じ」を削り、「以下の職」の右に「（会計年度任用の職を除く。）」を加え、同条第4号中「。以下同じ」を削り、「以下の職」の右に「（会計年度任用の職を除く。）」を加え、同条第5号中「以下の職」の右に「（会計年度任用の職を除く。）」を加え、同条第6号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 会計年度任用の職への採用の選考の権限

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第22条中「採用候補者名簿」を「名簿」に改める。

第30条第1号中「実際の勤務日数」を「その日数」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「職員の任期」と、同条第1号中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

選考によって採用することができる職

- (1) 行政職給料表（職員給与条例第8条第1号に規定する給料表をいう。）の職務の級が4級以上の職、研究職給料表（職員給与条例第8条第2号に規定する給料表をいう。）の職務の級が3級以上の職、医師・歯科医師職、看護職、警察官の巡査部長以上の職、企業職給料表（企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業庁管理規程第14号）第2条第1項に規定する企業職給料表(1)をいう。）の職務の級が4級以上の職、病院事業行政職給料表（病院事業職員給与規程第2条第1項第1号に規定する行政職給料表をいう。）の職務の級が4級以上の職、病院事業医師・歯科医師職及び病院事業看護職
- (2) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの
- (3) 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体若しくは公共企業体の職員の職に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職又は任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

- (4) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者が任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの
- (5) 試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職
- (6) 職務と責任の特殊性により、職務遂行の能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が試験によることが不相当であると認める職

（職員の臨時的任用に関する規則の一部改正）

第5条 職員の臨時的任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第2項」を「第22条の3第1項」に改める。

第2条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、「場合」の右に「及びその期間の更新」を加え、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、人事委員会の承認を得て、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用し、又は当該臨時的任用を6月を超えない期間で更新することができる。

第2条第1号中「よつて」を「よって」に改め、同条第2号中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合における臨時的任用又はその期間の更新は、同項の人事委員会の承認があったものとみなす。

（営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正）

第6条 営利企業等の従事制限に関する規則（昭和50年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第38条第1項及び第2項」に改め、「職員が任命権者」の右に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、市町教育委員会（組合教育委員会を含む。）。以下同じ。）」を加え、「基準並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）」を「基準を定めるとともに、同法」に改める。

第2条中「第38条第1項」を「第38条第1項本文」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員（条例第2条に規定する職員をいう。）の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

第1条の2中「学生」の右に「及び会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）」を加える。

第1条の3第1項第1号中「育児短時間勤務職員等」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に、「（短時間勤務職員）を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を

占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に改める。

第1条の8第2項各号列記以外の部分中「掲げる職員」の右に「(第2号会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第12条の2第1項第2号中「以下同じ。）」の右に「で地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員以外のもの（以下この条において「特定企業職員等」という。）」を加え、「企業職員等となった」を「特定企業職員等となった」に改め、同条第3項第1号及び第4項第1号中「企業職員等」を「特定企業職員等」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 当該年の前年において特定企業職員等以外の企業職員等であった者であつて当該年に職員になったもの次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数
- ア 当該年の初日に職員となった場合 20日
- イ 当該年の初日後に職員となった場合 第1項第1号に定める日数

第12条の2第5項中「前項第2号」を「前項第3号」に改める。

第14条第1項中「雇用され」を「任用され」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第2号会計年度任用職員の年次休暇については、前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）で定める。

第16条第1項を次のように改める。

条例第16条に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 臨時的に任用された職員以外の職員 次に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、当該各号に掲げる期間
- ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 任命権者が必要と認める期間
- イ 精神障害の場合 任命権者が2年の範囲内において必要と認める期間
- ウ ア及びイ以外の負傷又は疾病の場合 任命権者が90日の範囲内において必要と認める期間

- (2) 臨時的に任用された職員 任命権者が定める任期の範囲内において必要と認める期間

第16条に次の1項を加える。

- 3 第2号会計年度任用職員の病気休暇については、前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与等に関する規則で定める。

第17条第1項第7号中「期間」の右に「(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)」を加え、同項第8号中「達しない子」の右に「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同項第13号中「妊産婦」の右に「又は産後1年まで」を加え、「回数」その1回につき1日、半日又は1時間を「回数」それぞれの回について必要とされる期間（その1回につき1日、半日又は1時間とする。）に改め、同項第17号中「9月」を「9月まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第2号会計年度任用職員の特別休暇については、前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与等に関する規則で定める。

第18条の3の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の特例)

第18条の4 第2号会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間については、会計年度任用職員の給与等に関する規則でその特例を定める。

第5章中第26条の2を第26条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第26条の2 会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2章から前章までの規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与等に関する規則で定める。

(研究員の営利企業役員等の兼業に関する規則の一部改正)

第9条 研究員の営利企業役員等の兼業に関する規則（平成16年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項から第4項までの規定中「第38条第1項」を「第38条第1項本文」に改める。

(職員等の退職手当に関する規則の一部改正)

第10条 職員等の退職手当に関する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職した者の基礎在職期間のうち、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）第13条第1項又は第14条第1項の規定により職員退職手当条例第1条に規定する職員又は学校職員退職手当条例第1条に規定する職員とみなされる者であった期間（会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定により職員退職手当条例第9条第1項又は学校職員退職手当条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）については、前項の規定にかかわらず、その者は、当該期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの間、第11号区分に属していたものとする。

第3条中「前条第2項及び第3項」を「前条第3項及び第4項」に改める。

（職員の子育て支援に関する規則の一部改正）

第11条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「育児休業等」の右に「及び子育てを支援するための措置」を加え、同条の次に次の6条を加える。

（育児休業をすることができる会計年度任用職員等）

第1条の2 条例第2条の2第1項第2号ア(ア)に規定する在職期間の算定は、会計年度任用職員等（同号に規定する会計年度任用職員等をいう。次項及び次条において同じ。）としての引き続いた在職期間による。

2 会計年度任用職員等（条例第2条の2第1項第2号ア(イ)の要件に該当する会計年度任用職員等に限る。以下この項において「特定会計年度任用職員等」という。）又は会計年度任用職員等以外の職員（育児休業をすることができない職員を除く。以下この項において「育休対象職員」という。）であった者（特定会計年度任用職員等又は育休対象職員であった者が引き続き特定会計年度任用職員等又は育休対象職員となった場合を含む。）が引き続き会計年度任用職員等となった場合におけるその者の当該特定会計年度任用職員等又は育休対象職員としての引き続いた在職期間は、前項に規定する会計年度任用職員等としての引き続いた在職期間に含むものとする。

第1条の3 条例第2条の2第1項第2号ア(ロ)に規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員等は、次の各号に掲げる会計年度任用職員等の区分に応じ、当該各号に定める会計年度任用職員等とする。

- (1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である会計年度任用職員等 1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員等
- (2) 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員等 1年間の勤務日の日数が121日以上である会計年度任用職員等

（子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第1条の4 条例第2条の4第3号イに規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育している当該子の親（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により当該子との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（当該子の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない場合に限る。）を含む。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当

該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかの場合に該当する場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第1条の5 前条の規定は、条例第2条の5第2号に規定する人事委員会規則で定める場合について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第1条の6 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第1条の7 前条の規定は、育児短時間勤務（育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）について準用する。

第3条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）」を「育休法」に改め、同項の表中「第12条第2項」の右に「及び第3項」を加え、「あつて」を「あつて」に改める。

第4条第1項中「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員」を「育児任期付短時間勤務職員」に改め、同項の表中「第12条第2項」の右に「及び第3項」を加え、「第27条の2」を「第27条の3」に改め、同条第2項及び第3項中「育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員」を「育児任期付短時間勤務職員」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（育児部分休業をすることができる会計年度任用職員）

第4条の2 条例第21条第1項第2号アに規定する在職期間の算定については、第1条の2の規定を準用する。

第4条の3 条例第21条第1項第2号イに規定する人事委員会規則で定める会計年度任用職員は、次の各号に掲げる会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める会計年度任用職員であつて、1日につき定められている勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

(1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員

(2) 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員 1年間の勤務日の日数が121日以上である会計年度任用職員

（育児部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第4条の4 第1条の7の規定は、育児部分休業（育休法第19条第1項に規定する部分休業をいう。）について準用する。

第5条第2項中「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」を削り、「以降」を「以後」に改める。

第6条第1項中「特別休暇は」を「特別休暇は、」に改め、同項第3号中「職員」の右に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 義務教育終了前の子を養育する会計年度任用職員（斉一型第1号会計年度任用職員（会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）第18条第2項第1号アに規定する斉一型第1号会計年度任用職員をいう。以下この号及び次項において同じ。）で1週間の勤務日の日数が3日以上とされているもの、不斉一型第1号会計年度任用職員（同条第2項第1号イに規定する不斉一型

第1号会計年度任用職員をいう。以下この号及び次項において同じ。)で1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの及び第2号会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。以下この号及び次項において同じ。)に限る。)が、前号に規定する事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める期間

ア 斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1週間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間

イ 不斉一型第1号会計年度任用職員 一の会計年度において、1年間の勤務日の日数に応じ、次の表の期間欄に掲げる期間

ウ 第2号会計年度任用職員 一の会計年度において5日(その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	期 間
5日以上	217日以上	5日(その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
4日	169日から216日まで	4日(その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、8日)の範囲内の期間
3日	121日から168日まで	3日(その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあつては、6日)の範囲内の期間

第6条第2項中「及び短時間勤務職員」を「、短時間勤務職員」に改め、「(昭和25年法律第261号)」を削り、「にあつては、1日又は」を「、斉一型第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員にあつては1日又は1時間、不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては」に、「すべて」を「全て」に改める。

第11条の見出し中「読み替え」を「読替え」に改め、同条中「第7条、第8条及び第9条」を「第1条の6、第1条の7、第4条の4及び第7条から第9条まで」に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第12条 職員の退職管理に関する規則(平成28年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第23条第3号中「第38条第1項」を「第38条第1項本文」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 人事委員会及び任命権者は、この規則の施行の前においても、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職の採用のために必要な選考の実施その他の準備行為をすることができる。

人 事 委 員 会 告 示

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程を次のように定める。

令和元年11月12日

兵庫県人事委員会  
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会告示第2号

会計年度任用職員の給与等に関する実施規程

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当(第2条-第11条)
- 第3章 第2号会計年度任用職員の給与(第12条・第13条)
- 第4章 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇(第14条-第30条)

## 第5章 雑則（第31条）

## 附則

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この規程は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号。以下「条例」という。）第1条に規定する会計年度任用職員（条例第2条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与、勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当

## （基本報酬）

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号。以下「規則」という。）第3条第2項の人事委員会の定める時間は、規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条第2項に規定する期間ごとの勤務時間の合計時間数を当該期間の勤務日（規則第47条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間とする。

2 条例第3条第1項の基本報酬の月額又は日額の算定において、その基礎となる規則第3条第1項の1週間当たりの勤務時間又は同条第2項の1日当たりの勤務時間に変更されたときは、当該変更後の期間につき、当該変更後の勤務時間を算定の基礎とする。

## （地域手当に相当する加算報酬）

第3条 規則第7条第6項本文の人事委員会の定める場合及び人事委員会の定める割合は、職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号。以下「職員給与規則」という。）第22条の2第3項第1号及び第4項第1号又は公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号。以下「教育職員給与規則」という。）第21条の2第3項第1号及び第4項第1号の規定の例による。

2 規則第7条第6項ただし書の人事委員会の定める場合及び人事委員会の定めるところは、職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号。以下「職員給与実施規程」という。）第13条の3第1項及び第2項又は公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号。以下「教育職員給与実施規程」という。）第13条の3第1項及び第2項の規定の例による。

3 事務所等の支所、分室その他これに準ずるもので当該事務所等とその所在地を異にするもの（以下この項において「支所等」という。）又は学校等の分校その他これに類するもので当該学校等とその所在地を異にするもの（以下この項において「学校等」という。）に在勤する第1号会計年度任用職員（条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に対する地域手当に相当する加算報酬の支給は、当該支所等又は学校等の所在する地域の級地及び割合によるものとする。

## （初任給調整手当に相当する加算報酬）

第4条 規則第8条第1項の人事委員会の定める者は、職員給与規則第22条の4第3項の規定の例による。

2 規則第8条第2項の規定により同条第1項の加算報酬を支給する第1号会計年度任用職員は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員とする。

(1) 規則第8条第1項に規定する職に同項各号に掲げる職の区分を異にして異動し、又は同条第2項に規定する職から異動した第1号会計年度任用職員及び同項に規定する職に同条第1項に規定する職から異動した第1号会計年度任用職員

(2) 前号に掲げる第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員のうち、第1項の規定によりその例によることとされる職員給与規則第22条の4第3項に規定する経過期間内に新たに規則第8条第1項に規定する職を占めることとなった第1号会計年度任用職員及び当該経過期間内に新たに同条第2項に規定する職を占めることとなった第1号会計年度任用職員で医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有するもの

3 規則第8条第4項第2号の人事委員会の定める時間については、第2条第1項の規定を準用する。

## （特殊勤務手当に相当する加算報酬）

第5条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）第2条第1項第22号に掲げる手当のうち同号の加算部分は、規則第9条第2項に規定する月額でその額が定められている特殊勤務手当に含まれないものとする。

2 規則第9条第2項第2号の人事委員会の定める時間については、第2条第1項の規定を準用する。

## （超過勤務手当に相当する加算報酬）

第6条 規則第51条第1項に規定する正規の勤務時間を超過した勤務の時間が1箇月について60時間を超え

た日後に規則第13条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額又は規則第15条第3項に規定する勤務時間1時間当たりの報酬の額に異動のあった第1号会計年度任用職員に対して、規則第54条第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間を指定する場合の超過勤務手当に相当する加算報酬の額の算定は、職員給与実施規程第21条第3項の規定の例による。

(宿日直手当に相当する加算報酬)

第7条 宿直勤務(規則第51条第1項に規定する勤務をいう。)の1回の算定は、職員給与実施規程第22条又は教育職員給与実施規程第21条の規定の例による。ただし、これにより難い特別の事情がある場合には、任命権者が人事委員会に協議して定める基準によることができる。

(期末手当)

第8条 規則第18条第1項の人事委員会の定める日は、職員給与規則第36条の5又は教育職員給与規則第43条の2の規定の例による。

2 規則第18条第1項の人事委員会の定める者は、職員給与規則第37条第1項又は教育職員給与規則第43条第1項の規定の例による。

3 規則第18条第2項第1号に規定する第1号会計年度任用職員としての任期又は同項第2号に規定する企業職員等第1号会計年度任用職員としての任期が「これに準ずる期間」に該当するかどうかの判断は、その者の任期(任期が更新された場合は、更新後の任期を含む。次項及び第13条において同じ。)ごとに行うものとする。

4 規則第18条第3項の規定により条例第6条に規定する人事委員会規則で定める時間を算定する場合において、不斉一型第1号会計年度任用職員(規則第18条第2項第1号イに規定する不斉一型第1号会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の任期のうち、それぞれその基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)後の期間で勤務時間の合計時間数を確定することができない期間があるときは、任期の初日から基準日までの期間中の勤務時間の時間数と基準日から任期の末日までの期間中の勤務時間として合理的に見込まれる時間数との合計時間数をもってその者の任期中の勤務時間の合計時間数とする。

5 規則第18条第5項の規定により期末手当基礎額を算定する場合において、第1号会計年度任用職員の任期中に、その者の1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下この項において「勤務形態」という。)を異にする期間又はその者の受けるべき基本報酬及び地域手当に相当する加算報酬の支給種別(月額、日額又は時間額をいう。以下この項において同じ。)若しくは支給額を異にする期間があるときは、当該勤務形態又は支給種別若しくは支給額を異にする期間ごとに同項各号の規定により算定した額に、それぞれその異にする期間におけるその者の勤務日の日数を職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)又は公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の適用を受ける者のうち常勤の職員の勤務日の日数で除して得た数を乗じて得た額を算定し、これらの合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をもってその者の期末手当基礎額とする。

(期末手当の一時差止処分)

第9条 職員給与実施規程第24条又は教育職員給与実施規程第24条の規定は、期末手当の一時差止処分について準用する。

(報酬の非常時払)

第10条 規則第20条第3項に規定するその他これらに準ずる非常の場合については、第1号会計年度任用職員の申出に基づいて、任命権者が判定するものとする。

(月の初日から末日までの間勤務しなかった場合の報酬の取扱い)

第11条 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員について、月の初日から末日までの間(規則第55条に規定する休日(規則第56条第1項の規定により同項に規定する代休日(以下「代休日」という。)を指定されて、当該休日に勤務した第1号会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日)を含む場合を除く。)における勤務すべき全時間が欠勤であったときは、その月の基本報酬及び地域手当に相当する加算報酬は支給しないものとする。

第3章 第2号会計年度任用職員の給与

(新たに第2号一般会計年度任用職員又は第2号教育会計年度任用職員となった者の号給の特例)

第12条 規則第28条又は第38条の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合は、職員給与実施規程第8条及び第12条又は教育職員給与実施規程第6条の規定の例による。

(期末手当)

第13条 規則第31条第1項第1号若しくは第41条第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員としての任

期又は規則第31条第1項第2号若しくは第41条第1項第2号に規定する企業職員等第1号会計年度任用職員としての任期が「これに準ずる期間」に該当するかどうかの判断は、その者の任期ごとに行うものとする。

#### 第4章 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇

(第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りの特例の基準)

第14条 規則第45条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日つき4時間以上とすること。ただし、休日（規則第55条に規定する休日をいう。以下同じ。）については、規則第45条第3項に規定する任命権者が定める期間ごとの勤務における勤務時間を当該期間における同条第1項の規定による週休日以外の日数で除して得た時間とすること。

(2) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

(特別の形態によって勤務する必要のある第1号会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第15条 規則第46条第2項の人事委員会の定めるところは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号。以下「勤務時間規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定の例による。

(第1号会計年度任用職員の週休日の振替等)

第16条 規則第47条の人事委員会の定めるところ及び人事委員会の定める期間は、勤務時間規則第3条及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号。以下「勤務時間実施規程」という。）第2条第1項から第3項までの規定の例による。

(第1号会計年度任用職員の休憩時間)

第17条 規則第48条第2項の人事委員会の定めるところは、勤務時間規則第3条の2の規定の例による。

(育児又は介護を行う第1号会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第18条 育児又は介護を行う第1号会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の取扱いについては、勤務時間規則第9条の2から第9条の8まで及び勤務時間実施規程第3条の2から第3条の9までの規定の例による。

(第1号会計年度任用職員の超勤代休時間の指定)

第19条 規則第54条第1項の人事委員会の定めるところは、次項から第4項までに定めるもののほか、勤務時間規則第9条の10第4項及び第5項の規定の例による。

2 規則第54条第1項の人事委員会の定める期間は、規則第11条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

3 任命権者は、規則第54条第1項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下この条において同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある規則第56条第1項に規定する勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当に相当する加算報酬の支給に係る60時間超過月における規則第11条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 規則第11条第2項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 規則第11条第2項第3号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

4 前項の場合において、その指定は、4時間又は規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条の規定により割り振られたその者の1日当たりの勤務時間となる時間）を単位として行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、超勤代休時間の指定については、勤務時間実施規程第3条の10の規定の例による。

(第1号会計年度任用職員の休日)

第20条 規則第55条第2項第1号の人事委員会の定める日及び同項第3号の人事委員会の定める日は、勤務時間規則第10条の規定の例による。

(第1号会計年度任用職員の代休日の指定)

第21条 規則第56条第1項の人事委員会の定めるところは、勤務時間規則第11条第1項及び第2項の規定に例による。

2 前項に定めるもののほか、代休日の指定については、勤務時間実施規程第4条の規定の例による。

(年次休暇)

第22条 規則第60条第1項及び第2項の「継続勤務」したものであるかどうかの判断は、その勤務形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

2 規則第60条第1項第1号の「当該会計年度の前会計年度における第1種会計年度任用職員としての全勤務日の8割以上出勤」及び同項第5号の「当該会計年度の前会計年度における第2種会計年度任用職員としての全勤務日の8割以上の出勤」の算定については、任命権者が定める。

3 規則第60条第1項第5号から第8号まで、第3項並びに第4項第1号イ及び第2号イの「1年間の勤務日の日数」の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 不斉一型第1号会計年度任用職員でその任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。次号において同じ。）が1年であるものについては、当該1年間の勤務日の日数とする。

(2) 不斉一型第1号会計年度任用職員でその任期が1年でないものについては、規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条第2項に規定する期間ごとの勤務日の合計日数を当該期間の週数で除して得た日数に52を乗じて得た日数とする。

4 規則第60条第5項の規定により繰り越された年次休暇がある会計年度任用職員から年次休暇の請求があった場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

5 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間をもって1日とする。

(1) 斉一型第1号会計年度任用職員（規則第18条第2項第1号アに規定する斉一型第1号会計年度任用職員をいう。以下同じ。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分）

(2) 不斉一型第1号会計年度任用職員 規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条第2項に規定する期間ごとの勤務時間の合計時間数を当該期間の勤務日の日数で除して得た時間数（その時間数に1分未満の端数があるときは、これを1分に切り上げた時間数）

(3) 第2号会計年度任用職員（条例第3条第2項第1号に規定する第2号会計年度任用職員をいう。以下同じ。） 7時間45分

6 会計年度任用職員の1回の勤務時間の全てを勤務しない場合には、規則第60条第6項の規定にかかわらず、当該勤務時間の時間数の年次休暇を取得することができる。

(病気休暇)

第23条 規則第61条第1項から第3項までの「継続勤務」したものであるかどうかの判断については、前条第1項の規定を準用する。

2 規則第61条第1項の「疾病」の取扱いについては、勤務時間実施規程第6条第1項の規定の例による。

3 規則第61条第1項第2号イの「1年間の勤務日の日数」の算定については、前条第3項の規定を準用する。

4 規則第61条第1項第2号に規定する一の会計年度の初日から末日までの期間内において、第1号会計年度任用職員であった者が引き続き第2号会計年度任用職員となった場合、斉一型第1号会計年度任用職員であった者が引き続き不斉一型第1号会計年度任用職員となった場合その他これらに類する場合における病気休暇の日数及び時間数については、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数等を考慮し、任命権者が人事委員会と協議して定める。

5 1時間を単位として使用した病気休暇を日に換算する場合については、前条第5項の規定を準用する。

6 会計年度任用職員の1回の勤務時間の全てを勤務しない場合には、規則第61条第4項の規定にかかわらず、当該勤務時間の時間数の病気休暇を取得することができる。

(特別休暇)

第24条 規則第62条第1項に規定する特別休暇の取扱いについては、次に定めるところによる。

(1) 第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

(2) 第5号の「人事委員会が定める期間」は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までとする。

- (3) 第6号の「8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）」は、出産予定日の前日から起算するものとする。
- (4) 第7号の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。
- (5) 第8号の「その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合」については、男性の会計年度任用職員にあっては、同号の休暇の承認を受けようとする時間において、当該会計年度任用職員以外の親が生後1年に達しない子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）の保育をすることができない場合に限るものとし、同号の「差し引いた期間を超えない期間」の取扱いについては、当該会計年度任用職員以外の親の期間とあわせて1日1時間の範囲内の期間とする。
- (6) 第10号の「1回」とは、健康診査とその結果に基づく保健指導をあわせたものをいい、健康診査に基づく保健指導が別の日に実施される場合にあってはそれぞれ必要な時間が認められる。
- (7) 第11号の「交通機関」には、妊娠中の女性の会計年度任用職員が運転する自動車を含み、この場合における同号の「混雑」とは、道路における混雑をいう。
- (8) 第12号の「人事委員会の定める世話」は、次に掲げる世話とする。  
ア 要介護者（勤務時間条例第11条の2第4項に規定する要介護者をいう。イにおいて同じ。）の介護  
イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話
- (9) 第16号の「等」には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の措置又はこれに準ずる措置を受けた場合を含む。
- 2 規則第62条第1項第12号の「継続勤務」したものであるかどうかの判断については、第22条第1項の規定を準用する。
- 3 規則第62条第1項第12号イ及び第14号の「1年間の勤務日の日数」の算定については、第22条第3項の規定を準用する。
- 4 1時間を単位として使用した規則第62条第1項第4号、第12号及び第14号の休暇（次項及び第6項において「特定休暇」という。）を日に換算する場合については、第22条第5項の規定を準用する。
- 5 特定休暇の取得に当たっては、会計年度任用職員の1回の勤務時間の全てを勤務しない場合には、規則第62条第3項の規定にかかわらず、当該勤務時間の時間数の特定休暇を取得することができる。
- 6 規則第62条第1項第4号若しくは第12号に規定する一の会計年度の初日から末日までの期間又は同項第14号に規定する6月から9月までの期間（同号の人事委員会の承認を得て定める期間を含む。）内において、第1号会計年度任用職員であった者が引き続き第2号会計年度任用職員となった場合、斉一型第1号会計年度任用職員であった者が引き続き不斉一型第1号会計年度任用職員となった場合その他これらに類する場合における特定休暇の日数及び時間数については、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数等を考慮し、任命権者が人事委員会と協議して定める。  
（第1号会計年度任用職員の介護休暇）
- 第25条 規則第63条第1項の人事委員会の定めるところは、勤務時間規則第18条の規定の例による。
- 2 規則第63条第1項第1号の「1年間の勤務日の日数」の算定については、第22条第3項の規定を準用する。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1号会計年度任用職員の介護休暇の取扱いについては、勤務時間実施規程第8条の規定の例による。  
（第1号会計年度任用職員の介護時間）
- 第26条 規則第65条第1項第1号の「1年間の勤務日の日数」の算定については、第22条第3項の規定を準用する。
- 2 前項に定めるもののほか、第1号会計年度任用職員の介護時間の取扱いについては、勤務時間実施規程第8条の2の例による。  
（第1号会計年度任用職員の組合休暇）
- 第27条 規則第67条第1項第1号の「1年間の勤務日の日数」の算定については、第22条第3項の規定を準用する。
- 2 1時間を単位として使用した第1号会計年度任用職員の組合休暇を日に換算する場合については、第22条第5項の規定を準用する。
- 3 会計年度任用職員の1回の勤務時間の全てを勤務しない場合には、規則第67条第2項の規定にかかわらず、当該勤務時間の時間数の組合休暇を取得することができる。

(第1号会計年度任用職員の休暇の承認)

第28条 規則第70条第1項及び第2項の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る休暇の時期における第1号会計年度任用職員の業務内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。

2 任命権者は、第1号会計年度任用職員の病欠休暇及び特別休暇（規則第62条第1項第4号及び第12号の休暇に限る。）の承認に当たっては、勤務時間実施規程第10条第2項から第4項までの規定の例により取り扱うものとする。

(第1号会計年度任用職員の休暇簿)

第29条 第1号会計年度任用職員の休暇簿の様式は、勤務時間実施規程第11条の規定の例による。

(指定の手続の特例)

第30条 第19条第5項の規定によりその例によることとされる勤務時間実施規程第3条の10第2項の規定による指定は、電子情報処理組織（職員給与規則第43条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用してすることができる。

### 第5章 雑則

(任命権者の読替え)

第31条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員に対するこの規程の適用については、第7条、第10条、第14条第1号、第22条第2項、第23条第4項、第24条第6項及び附則第2項中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と、第19条第3項及び第28条第2項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会（組合教育委員会を含む。）」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 人事委員会及び任命権者は、この規程の規定による協議その他この規程を実施するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。



職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年11月12日

兵庫県人事委員会

委員長 松 田 直 人

## 兵庫県人事委員会告示第3号

### 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第20条の5第2項第1号中「規定する職員」の右に「（これらの者のうち会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。）を加え、同項第2号、同条第3項第1号並びに同条第4項第4号及び第5号中「規定する職員」の右に「（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）を加え、同項第6号中「職員から」を「職員（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）から」に改め、「在職を」を「在職又は任命権者の要請に応じて職員となる直前の勤務を」に改める。

第20条の9第2項中「規定する職員」の右に「（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第21条第3項中「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務時間1時間当たりの給与額又は規則第35条第3項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第20条の5第2項第1号中「、単純な労務に雇用される者」を「若しくは単純な労務に雇用される者（これらの者のうち会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。）」に改め、同項第2号、同条第3項第1号並びに第4項第4号及

び第5号中「、単純な労務に雇用される者」を「若しくは単純な労務に雇用される者（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）」に改め、同項第6号中「、単純な労務に雇用される者から」を「若しくは単純な労務に雇用される者（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）から」に改め、「、単純な労務の雇用される者としての在職」を「若しくは単純な労務に雇用される者としての在職又は任命権者の要請に応じて職員となる直前の勤務」に改める。

第20条の9第2項中「、単純な労務に雇用される者」を「若しくは単純な労務に雇用される者（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）」に改める。

（給料表を異にして転任させることができる範囲の一部改正）

第3条 給料表を異にして転任させることができる範囲（平成4年兵庫県人事委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

本文中「第5条第3項の規定に基づき」を「第5条第4項の規定に基づき、」に、「第8条第1項」を「第8条」に、「よりがたい」を「より難しい」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正）

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「第1条に」を「第1条の3第1項第1号に」に改める。

第5条第3項中「同条第4項第2号」を「同条第4項第3号」に改める。

（職員の子育て支援に関する実施規程の一部改正）

第5条 職員の子育て支援に関する実施規程（平成21年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年兵庫県条例第15号」の右に「。以下「条例」という。」を加え、「子育て支援」を「育児休業等及び子育てを支援するための措置」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（育児休業）

第1条の2 条例第2条の2第1項第2号アに掲げる会計年度任用職員等に該当するかどうか又は規則第1条の4若しくは第1条の5に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

2 規則第1条の3第2号の「1年間の勤務日の日数」の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規則第1条の3第2号に規定する会計年度任用職員等でその任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下同じ。）が1年であるものについては、当該1年間の勤務日の日数とする。

(2) 規則第1条の3第2号に規定する会計年度任用職員等でその任期が1年でないもの（第1号会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）に限る。）については、会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）第45条第2項若しくは第3項又は第46条第2項に規定する期間ごとの勤務日（同規則第47条に規定する勤務日をいう。次号を除き、以下同じ。）の合計日数を当該期間の週数で除して得た日数に52を乗じて得た日数とする。

(3) 規則第1条の3第2号に規定する会計年度任用職員等でその任期が1年でないもの（前号に該当するものを除く。）については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第4条第2項に規定する期間、同条第3項に規定する単位期間又は同条例第5条第2項に規定する期間ごとの勤務日（同条例第6条に規定する勤務日をいう。）の合計日数を当該期間の週数で除して得た日数に52を乗じて得た日数とする。

（育児部分休業）

第1条の3 条例第21条第1項第2号に掲げる会計年度任用職員に該当するかどうかの判断は、育児部分休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

2 規則第4条の3第2号の「1年間の勤務日の日数」の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規則第4条の3第2号に規定する会計年度任用職員でその任期が1年であるものについては、当該1年間の勤務日の日数とする。

(2) 規則第4条の3第2号に規定する会計年度任用職員でその任期が1年でないものについては、会計年度任用職員の給与等に関する規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条第2項に規定する期間ごとの勤務日の合計日数を当該期間の週数で除して得た日数に52を乗じて得た日数とする。

第2条第2項中「休暇（）」の右に「以下」を加え、「。以下同じ」を削り、「あたっては」を「当たっては」

に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「及び短時間勤務職員」を「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)をいう。以下同じ。)、短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。))及び第1号会計年度任用職員」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第1号会計年度任用職員のうち、第2号に掲げる職員以外の職員 会計年度任用職員の給与等に関する規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条第2項に規定する期間ごとの勤務時間の合計時間数を当該期間の勤務日の日数で除して得た時間数(その時間数に1分未満の端数があるときは、これを1分に切り上げた時間数)

第2条第6項中「規則第6条第1号」を「会計年度任用職員以外の職員について、第6条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改め、同項第2号中「同条第4項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び短時間勤務職員」を「短時間勤務職員及び会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 規則第6条第1項第4号の「1年間の勤務日の日数」の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 不斉一型第1号会計年度任用職員(会計年度任用職員の給与等に関する規則第18条第2項第1号イに規定する不斉一型第1号会計年度任用職員をいう。以下同じ。)でその任期が1年であるものについては、当該1年間の勤務日の日数とする。

(2) 不斉一型第1号会計年度任用職員でその任期が1年でないものについては、会計年度任用職員の給与等に関する規則第45条第2項若しくは第3項又は第46条第2項に規定する期間ごとの勤務日の合計日数を当該期間の週数で除して得た日数に52を乗じて得た日数とする。

第2条に次の1項を加える。

8 会計年度任用職員について、規則第6条第1項第1号に規定する人事委員会が定める期間、同項第2号に規定する出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間又は同項第4号に規定する一の会計年度の初日から末日までの期間内において、第1号会計年度任用職員であった者が引き続き第2号会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。)となった場合、斉一型第1号会計年度任用職員(会計年度任用職員の給与等に関する規則第18条第2項第1号アに規定する斉一型第1号会計年度任用職員をいう。)であった者が引き続き不斉一型第1号会計年度任用職員となった場合その他これらに類する場合における特定休暇の日数及び時間数については、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数等を考慮し、任命権者が人事委員会と協議して定める。

第3条中「代替者」の右に「の配置」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 人事委員会及び任命権者は、第5条の規定による改正後の職員の子育て支援に関する実施規程の規定による協議その他この告示を実施するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。